

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check					
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性		
I	1	①企業誘致活動の推進	○今後も安定した雇用の創出、正規雇用の増加、及び地域外への人口流出の抑制につながる企業誘致を着実に実現することが求められています。	⇒引き続き、鳥取県及び鳥取県西部地域振興協議会との連携、米子市関西事務所の活動、あるいは、米子市ふるさと経済活性化委員の活用により、企業誘致活動を推進します。	■誘致企業数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、39社(平成元年度～平成26年度累計:29社)	鳥取県及び鳥取県西部地域振興協議会、米子市関西事務所等と連携しながら、企業誘致活動を行った。	31社 【内訳】 平成29年度:2社 平成28年度:実績なし 平成27年度:実績なし	C	現在誘致活動中の案件については継続した取組を行い、並行して新規案件の開拓に努めることとしている。	経済戦略課
		②誘致企業への支援(企業立地促進補助金の加算)	○今後も安定した雇用の創出、正規雇用の増加、及び地域外への人口流出の抑制につながる企業誘致を着実に実現することが求められており、さらに企業誘致を推進するためには、自治体間競争に打ち勝つ誘致企業への支援策の充実が必要です。	⇒企業からみて他自治体よりも魅力的な支援制度とするため、従来の企業立地促進補助金に加えて、新たな補助制度を創設します。	■誘致企業数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、39社(平成元年度～平成26年度累計:29社)	既存の企業誘致促進補助金による支援を行ったが、「よう来てごしなつた!加算型誘致企業支援事業補助金制度」は今年度も予算化を見送った。	31社 【内訳】 平成29年度:2社 平成28年度:実績なし 平成27年度:実績なし	C	今後も既存の補助制度等により、企業誘致の推進に努めることとしている。	経済戦略課
		③新たな工業用地の確保に向けた取組	○本市における空き工業用地の現状は、ほとんどない状況であり、企業から進出の意向があれば、オーダーメイドで整備し提供する方針を取っていますが、昨今の企業側の進出候補地の選定状況を見ると、当該候補地が、その選定から施設建設までを短期間で完了できる場所であるかどうか企業が重要な判断ポイントとなっており、今後、企業誘致における地域間競争に勝ち抜くためには、企業に選ばれ工業用地をあらかじめ確保しておく必要性が高まっています。	⇒新たな工業用地の確保に向けた取組として、市内の適地に一定面積の工業用地を造成することについて検討し、その結果に基づき、工業用地造成の事業化を目指します。	■工業用地の造成数 ⇒5年後(平成31年度)までに、最低1箇所	候補地を確定し、測量設計、地質調査、各種許認可の取得が完了した。土地の売買契約については、99.9%の土地において完了しており、一部農水省の土地等が未取得であるものの、平成30年度中に全ての土地の取得を完了する見通しがたつた。	0箇所	B	平成30年度は未取得の土地の売買契約を完了し、造成工事を開始する予定としている。	経済戦略課
	④地元企業の工場等の増設・新規雇用への支援	○工業の振興に当たっては、工場又は事業所の新設・増設を行う設備投資や新規雇用への支援を行い、地元企業の事業規模拡大の促進を図る必要があります。近年は、緩やかな景気回復を受け、受注増加の動きがあることから、今後も設備投資や新規雇用が見込まれます。	⇒引き続き、地元企業の工場又は事業所の新設・増設を行う設備投資や新規雇用への支援を行います。	■工場等の増設支援の件数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、33件(平成11年度～平成26年度累計:17件)	鳥取県、(公財)鳥取県産業振興機構と情報を共有し、地元企業の工場の増設を行う設備投資や新規雇用への支援を行った。また、受注増加を狙い、ビジネスマッチング商談会を開催し、地元企業にエントリーしてもらい、販路拡大を支援した。	23件 【内訳】 平成29年度:2件 平成28年度:2件 平成27年度:2件	C	引き続き、鳥取県、(公財)鳥取県産業振興機構と連携し、地元企業の支援を行うこととしている。また、受注増加による事業規模の拡大を目指し、ビジネスマッチング商談会を開催し、販路拡大等の支援を積極的に行うこととしている。	商工課	
2	①中小企業の振興に資する制度融資の実施	○本市の民間事業所の大部分を占める中小企業は、経営基盤が脆弱であり、その安定的な経営を維持し、業務の効率化の促進や事業の拡大を図るための開業資金、運転資金、設備資金などに向けた融資を必要としていることから、中小企業の振興に資する各種の制度融資を実施しています。	⇒引き続き、中小企業の振興に資する制度融資を実施します。	■制度融資利用件数《年間》 ⇒5年後(平成31年度)において、600件(平成26年度:526件)	市のホームページ、鳥取県の産業支援ナビで広報を行い、鳥取県商工労働関係施設合同説明会で周知を行った。また、30年度より小口融資の制度改正を行うために、関係機関と連携して利用しやすい制度設計を検討した。	398件 【参考】 平成28年度:475件 平成27年度:484件	C	鳥取県との協調融資のため、引き続き連携して周知を図るとともに、金融機関、商工会議所、商工会等の関係機関と情報共有を図りながら、適切な事業案内に努めることとしている。	商工課	

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action		
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性		
I	2	②小規模事業者向け融資の利子補給制度の利用拡大	○本市の民間事業所の大部分を占める中小企業の中でも、とりわけ小規模事業者はさらに経営基盤が脆弱であり、資金調達が容易でないことに加え、融資を受けることができた場合でも、その利払いが経営の大きな負担となっていることから、小規模事業者向け融資の利子補給を実施しています。	⇒小規模事業者向け融資の利子補給制度の周知を徹底し、制度利用の拡大を図ります。	■小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金利用者数《年間》 ⇒5年後(平成31年度)において、28件(平成26年度:18件)	当該制度の利用を促進するため、市のホームページ等で情報提供を行った。また、商工会議所、商工会等の関係機関と打ち合わせを行い、連携しながら周知に努めた。	15件 【参考】 平成28年度:20件 平成27年度:20件	C	引き続き、関係機関と連携しながら、当該制度の周知を図り、制度の利用を促進していくこととしている。	商工課
		③中小企業等の小口資金を募るクラウドファンディング・サイト開設に向けた取組	○近年、クリエイターや起業家の資金調達の方法として、インターネットのサイトを通じて多数の支援者から小口資金を募る「クラウドファンディング」の開設が見受けられます。中小企業の資金調達においては、制度融資等による支援を基本としながらも、新たな資金調達の方法として、この「クラウドファンディング」の活用への期待が高まっているとともに、創業支援の手法としても注目されています。 ※「クラウドファンディング(Crowd Funding)」のクラウドは「群集」、ファンディングは「資金調達」という意味。	⇒クラウドファンディング・サイト開設を検討します。	■クラウドファンディング・サイト開設の検討 ⇒早期に結論を得ます。	-	-	X	(参考) 平成29年度は金融機関等を中心に、現状について聞き取りを行った。 クラウドファンディングについては、地域金融機関がそれぞれ大手クラウドファンディングサイトと包括的連携契約を交わし、創業者支援を実施されている。市としては、新規サイトの立ち上げではなく、創業者への情報提供等、クラウドファンディングサイトの利用支援や民間の大手クラウドファンディングとの連携などを引き続き検討していくこととしている。	商工課
		④中小企業(地場産業)の振興に関する条例の制定 ※施策の追加	○地域経済の更なる発展のためには、地域に根差した地場産業の担い手である中小企業の育成と支援が必要です。	⇒地場産業を育成し、地域経済の活性化につなげていくため、中小企業(地場産業)の振興に関する条例を制定します。なお、条例制定に当たっては、実効性のある条例にすべく、先進自治体の調査研究、経済団体と協議など、様々な観点で検討します。	■中小企業(地場産業)の振興に関する条例の制定 ⇒条例を制定している自治体の調査・研究を行うとともに、経済団体とも協議しながら、条例制定の基本方向・方針を決定します。	-	-	X	-	商工課
	3	①特定創業支援事業を修了し、雇用を伴う創業をした者への支援	○近年、本市においては、廃業率が開業率を上回っていることから、地域の開業率を引き上げるため、平成26年に鳥取県西部9市町村で策定した創業支援事業計画に基づき、商工団体などと連携して創業を支援することとしており、この計画に基づく創業を促進する必要があります。	⇒創業支援事業計画に基づき、特定創業支援事業を修了し、雇用を伴う創業をした者を支援し、創業の促進を図ります。	■市内での新規創業件数《年間》 ⇒5年後(平成31年度)において、45件(平成26年度:25件)	総合相談業務に加え、本市の創業に関する既存事業(補助金、融資)と関係支援機関との連携による事業を実施した。 ・総合相談件数 30件 ・融資件数 52件	28件 【参考】 平成28年度:50件 平成27年度:37件	C	引き続き、鳥取県西部9市町村で策定した創業支援事業計画に基づき、商工団体などと連携して創業を支援することとしている。	商工課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action		
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性		
I	3	②地元事業者の事業承継への支援に向けた取組	○これまで、中心市街地の商店街をはじめとして地元の多くの小規模事業者は、代々その家族などに事業承継してきましたが、近年、少子高齢化の進展や若者の都市圏などへの流出により、後継者がなく事業の継続がこれまで以上に困難になっている状況があり、地域経済の活性化を図ることはもとより、伝統的な事業や技術を後世に引き継いでいくため、地元事業者の事業承継が全国的な課題となっています。県は、平成27年度に「鳥取県事業引継ぎセンター」を開設されたところですが、本市においても事業承継の支援に向けた取組が求められています。	⇒県、商工会議所等の経済団体との協議に基づき、事業承継への支援に関する市の取組を検討し、その結果に基づき、支援の事業化を図ります。	■事業承継への支援に関する取組の検討 ⇒早期に結論を得ます。	-	-	X	(参考) 関係機関から現状について聞き取りを行い、行政機関の関与について検討を行った。事業承継は、経営状況の分析やM&A等の専門知識や経験が必要であり、市が直接関与するのは難しく、民業として成り立つ部分があることから、役割分担を見極めて、地域振興の観点から支援していくこととし、当面は、県や商工団体等の取組への協力や連携等で対応していくこととしている。	商工課
		③未来のものづくりの担い手・起業家の育成に向けた取組	○今日、3Dプリンタやレーザーカッターなどのデジタル工作機器が普及してきたことにより、個人の自由な作品が3Dデータでネットワーク上を流通し販売されるような社会(ファブ社会)が到来しつつあります。本市においても、産官学で構成する連携組織により、未来のものづくりを学べる「ファブラボとっとりwest」が開設されました。このファブラボは、ものづくりの裾野を個人に広げ新しい仕事や産業を生むものとして期待され、また利用者は、子どもから大人まで幅広いことから、世代間の学び教えあいによるものづくりの学び拠点となっています。	⇒国の「地域おこし協力隊制度」を活用して、「ファブラボとっとりwest」に常駐スタッフを配置し、先進的なファブラボの活動を広く市民に周知し、新しいものづくりを振興することにより、ものづくりの担い手・起業家の育成を図ります。	■「ファブラボとっとりwest」会員数 ⇒平成30年度において、560人(平成27年度末:200人)	「地域おこし協力隊員」を「ファブラボとっとりwest」に配置し、3Dプリンタやレーザーカッターの使用者講習を行った。またイベントを開催し、ファブラボの活動をPRした。 <実施行事等> ①ハンスピナーワークショップ 夏休み～秋 20回開催 約200名参加 ②情報科学高校ITフェア(安来市) H29.12.2,3 250名参加	会員数 425人 (69人追加) 【参考】 平成28年度:356(156人追加)	A	引き続き、ファブラボの活動を広く市民に周知するため、イベントや情報発信を行うこととしている。	商工課
	4	①「先端医療創造都市よなご」の情報発信を契機とした産学官連携の促進	○本市は、鳥取大学医学部附属病院(特定機能病院・救命救急センター・周産期母子医療センター)のほか、山陰労災病院、米子医療センター、博愛病院など、人口当たりの施設数・病床数ともに全国平均を上回る数の病院が所在し先端医療等が提供され、また、一般診療所、医師・看護師も人口当たりの施設数・病床数あるいは従事者数も全国平均を大きく上回るなど、質・量ともに全国的に優位性の高い医療技術及び医療サービスが提供されている地域であり、医療環境の充実に加え、医工連携など産学官連携による新事業・新産業の創出のポテンシャルも有しています。このような中で、産学官連携のもとに医療環境の優位性を活かした地域活性化等への取組が求められています。	⇒本市の医療環境の優位性(医療技術及び医療サービスの現状等)を改めて整理し、これを地域活性化等に活かすべき方向性とともに「先端医療創造都市よなご」構想として情報発信(シンポジウム開催)するとともに、情報発信に当たって、関係機関との連携を強化することで産学官連携の促進に向けた機運を醸成します。	■「先端医療創造都市よなご」の情報発信に係るシンポジウム参加人数(累計) ⇒平成29年度までに、1,000人	次のとおり、シンポジウム「健康で安心して暮らせる米子のこれから」を開催した。また、UIJターンをターゲットにしたリーフレットに医療・介護環境の充実についての記事を掲載し、地域の魅力としてPRした。 【シンポジウム】 ・開催日:平成29年10月14日 ・会場:米子福祉保健総合センターふれあいの里 ・内容: <午前の部>ふれあい健康フェスティバル <午後の部> □第1部 在宅医療推進フォーラム □第2部 未来への取組み 【リーフレット】 県外で実施したUIJターン相談会で配布するとともに、米子市関西事務所等、県外にも設置した。	1,125人 【内訳】 平成29年度:329人 平成28年度:356人 平成27年度:440人	A	平成27年度から平成29年度までの期間設定として実施し、目標に掲げたKPIを達成した。また、関係機関との連携を強化することで産学官の連携の促進に向けた機運を醸成する事も取組みの一つとしていたが、「中海・宍道湖・大山圏域市長会」において、圏域内での産学・医工連携の取組みを推進する為の相談・支援体制を整備することができた。以上のことから一定の成果が得られたと判断し、当初の計画通り「米子がいな創生総合戦略」における事業を平成29年度で終了した。平成30年度以降は「米子がいな創生総合戦略」としてではなく、「医療充実都市よなご情報発信事業」として、引き続きリーフレットを製作するだけでなく、「医療」をキーワードにした記事を「広報よなご」に隔月連載し、シビックプライドの醸成を図ることとしている。	都市創造課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action		
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性		
I	4	②仕事の種(シーズ)づくりなど産学連携研究への支援	○本市に所在する高等教育機関(鳥取大学医学部・米子工業高等専門学校)では、医工連携など、新事業・新産業の創出につながる多様な仕事の種(シーズ)づくりなどに関する研究が行われています。一方、市内の企業においては、その発展のため新製品の事業化、新技術の実用化などの取組が必要とされています。このため、いわゆる産学連携により、企業と高等教育機関とが連携し、先進的・実験的な製品開発、技術開発などの共同研究、委託研究などが活発に行われるよう、その促進が求められています。	⇒市内の企業が高等教育機関と連携して行う新製品の事業化、新技術の実用化などの研究開発を支援することにより、将来的に仕事を生み出すような仕事の種(シーズ)づくりなど産学連携研究の促進を図ります。	■仕事の種(シーズ)づくりなどの共同研究に対する補助金交付件数《累計》⇒5年後(平成31年度)までに、8件	米子工業高等専門学校、鳥取大学医学部等学術研究機関と密な連携をとりながら、新たな事業活動を創出するための研究開発・調査等の情報を収集し、事業化へ向け支援を行った。	5件(交付決定件数) 【内訳】 平成29年度:3件 平成28年度:2件	A	引き続き各教育機関と密な連携をとりながら、新たな事業創出のための取り組みを積極的に支援する。	経済戦略課
		③新産業の開拓(新規事業参入・経営革新)のためプロフェッショナル人材を招聘・雇用する企業への支援	○地元企業が、新産業の開拓(新規事業参入・経営革新)に取り組もうとした際、その新たな取組を支えるプロフェッショナル人材(専門人材)が地元で不足しています。一方、都市圏では、専門人材の中には培ったスキルを発揮する機会に恵まれていない者もあり、企業とのマッチングを図る必要性が指摘されています。このような中で、国(内閣府)では、プロフェッショナル人材バンクを設け、スキルのある人材を登録し、これをニーズにあった企業に紹介する事業を行っており、その地方における活用の促進が求められています。	⇒国のプロフェッショナル人材バンクを活用するなど、地元企業が望む地域外の専門人材とのマッチングを図り、当該専門人材のUIJターンを促進するため、専門人材を招聘・雇用する地元企業を経済的に支援します。	■地域外の専門人材のUIJターン数《累計》⇒5年後(平成31年度)までに、8人	鳥取県雇用人材局就業支援課、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点と連携をとりながら、新産業の開拓に意欲的な企業、団体の情報収集、制度の活用案内を行なった。	0人	C	企業側からは、プロ人材の解釈緩和等の要望はあるが、当該事業の目的は、企業の経営革新や新事業創出を促し、その効果を地域の他企業に波及させる、地域を牽引する企業育成にあるため、求めるプロ人材は、一定の水準が必要と考えている。また補助期間の延長(3カ年程度)についての要望も多いが、こちらも、財政規律の面から、一定の歯止めが必要であり、現時点で補助期間の延長は予定していない。 今後は、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点との連携を強化し、本事業の支援を真に必要なとする企業の情報収集に一層注力するほか、企業訪問をさらにすすめ、本事業の広報を努めることとしている。	経済戦略課
		④「よなごエネルギー地産地消・資金循環モデル」の構築への取組 ※達成済	○電気事業法の段階的な改正により、電力自由化が推進され、平成28年度からは、電気の小売業への参入の全面自由化がなされます。従来、地域内で使う電気などのエネルギーに費やす金額は大きいですが、その大半は、県外の企業に流出している状況にあることから、電力自由化を契機に、エネルギーを地産地消し、資金循環させることの必要性が高まっています。	⇒エネルギーの地産地消・資金循環を可能にする米子市モデルの構築への取組として、まず、地域内企業を中心とした「地域エネルギー会社」の設立を図り、その推進エンジンとします。なお、「地域エネルギー会社」に対しては、初期投資に係る借入金等を極力抑え早期に事業を軌道に乗せていくため、必要な支援(出資等)を行います。	■設立された地域エネルギー会社の数⇒平成27年度までに、1社		1社			

政策分野	施策分野	Plan			平成29年度				関係課	
		施策	KPIの目標	Do 取組内容	Check		Action 見直し等の方向性			
					KPIの実績	評価				
I	4	⑤農商工連携・6次産業化の推進	○経済活動のグローバル化などにより産業構造の変化が急速に進んでおり、1次産業の衰退、中小小売業などの売上低下、大手小売業者の地方進出やネット通販などの隆盛による市外への資金流出などの傾向が見られる中で、農林水産業就業者自らが加工・製造・流通・販売まで主体的に取り組む6次産業化や農林水産業と商業・工業が連携して商品開発などに取り組む農商工連携による新たな産業の創出が求められています。	⇒意欲ある農林水産業者、商工業者等の掘り起こし・取組促進のため、関係者(市関係各課、県、農協、商工会議所、地銀、若手農業者の団体等)からの情報収集を図り、また、商品の販路拡大のため、商品ごとにターゲットを絞った販路開拓などへの支援を行うことにより、引き続き、農商工連携・6次産業化を推進します。	■新規の農商工連携・6次産業化の取組件数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、17件(平成23年度～平成26年度累計:7件)	農商工連携・6次産業化の取組を進める事業者・生産者を対象に、生産(設備投資に係る補助)と販路開拓(商談会等に係る経費の補助)の両面に支援を行った。	13件 【内訳】 平成29年度:2件 平成28年度:4件 平成27年度:実績なし	A	引き続き、関係団体と密な連携を図り、補助制度の周知、取組事業者ごとに販路開拓等への支援を行うこととしている。	経済戦略課
		⑥地域おこし協力隊の活用による農産物加工品開発・販路開拓への支援	○農家における農産物の加工品開発・販路開拓については、今後の農家のあり方として、また、農業経営の安定化の面で必要な取組になっていきますが、米子市の特産品である白ねぎは、調理レシピは数多くあるものの加工品は少ないなど、一定のノウハウを必要とする農産物の加工品開発や販路開拓は容易には進んでいないことから、農家の取組を支援することが求められています。	⇒国の地域おこし協力隊制度を活用することにより、農家の加工品開発や販路拡大を地域と連携しながら支援します。	■地域おこし協力隊を活用し、新たに加工品の開発、販路の開拓・拡大に至った数《累計》 ⇒平成30年度までに、5件	—	—	X	(参考) 農産物の6次産業化については、農業経営の向上や安定化のために有効な取組であると農業者に理解していただくことが肝要であると考え、まずは、引き続き、6次産業化に関する既存制度や関係機関等との協力体制などについて、更に周知、支援を進め、農家の経営意欲の向上などを図っていくこととしている。 なお、地域おこし協力隊などの人材を活用した支援策については、引き続き、研究することとしている。	農林課
	5	①「大山ブランド」パワーブランド化の推進	○県西部圏域は、大山に代表される自然豊かな観光資源や食資源の宝庫ですが、全国的な知名度は高くないのが現状であり、圏域の知名度を上げることが大きな課題です。本市にも、「大山」をその名称に冠する民間企業が多数所在し、圏域の知名度の向上には、これらの民間企業と連携した「大山ブランド」のパワーブランド化が期待されます。	⇒民間企業を中心とした「大山ブランド」のパワーブランド化を推進する動きに連携し、圏域の認知度向上、観光連携促進に向けて、官民が一体となって情報発信に取り組むなど、「大山ブランド」のパワーブランド化を推進します。 ※状況変化に伴う修正	(廃止) ■大山パワーブランドを推進するための官民連携PR事業等の実施回数《累計》 ⇒平成31年度までに、25回 ※状況変化に伴う修正	地方創生推進交付金を活用し、鳥取県西部圏域の特産物、商品等の展示、販売及び誘客プロモーションを行う「大山ワンダー」を実施した(広島、岡山、米子)。また、大山をテーマとした情報発信テレビ番組の制作、放送や大山ブランド会とタイアップしたプロモーションとして高島屋のふるさと納税パンフレットに大山ブランド商品を掲載しPRした(発送先:首都圏、関西、東海、米子)。大阪活性化事業実行委員会代表理事を講師に招いた講演会を開催した。 このほか、民間での取り組みとして「大山ブランド」を冠した商品を扱う事業者で組織する大山ブランド会において、同ブランド商品のブース出展を県内外で実施した。	17回 【内訳】 平成29年度:14回 平成28年度:3回	A	民間事業者と一層連携を深めながら取組を強化していくこととしている。	観光課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check					
				取組内容	KPIの実績	評価		Action 見直し等の方向性		
I	5	②淀江地域の農水産物特産品の情報発信と販路拡大	○淀江地域には、名水「天の真名井」に代表される大山の恵を受ける素晴らしい農水産物があります。とりわけ水産物では、若い漁師により、淀江漁港の活性化のため、「淀江がいな鱈」の特産品化への取組があり、また、移住して漁業に取り組む者もあります。しかしながら、農水産物の全国的な知名度が低いことや農家・漁師の収入の安定が課題となっています。このような中で、淀江地域で頑張る若い農家・漁師の農水産物の特産品(地域ブランド)化への取組を支援することにより、農水産物特産品の情報発信(PR)と販路拡大を図り、農業・水産業への就業促進と農家・漁師の所得向上、あるいは移住者の定住につなげていくことが求められています。	⇒淀江地域の農水産物特産品の情報発信と販路拡大のため、都市部での生産者が行うプレゼンテーション(PR)活動を支援し、農水産物の特産品(地域ブランド)化による収入の安定・地域産業の振興・移住者の定住促進を図ります。	■淀江地域の特産品(地域ブランド)化数 ⇒平成28年度において、2品		1品 (平成28年度)		(参考) 平成28年度に「淀江がいな鱈」が農林水産省主催のフード・アクション・アワード2016に受賞を果たした。目標である2品特産品化を達成することはできなかったが、今後とも継続して、淀江地域内の産業振興、地域振興の支援を行うこととしている。	淀江振興課
	6	①女性の再就労につながる専門職資格の取得促進(人材確保策の観点含む)	○女性が出産・育児のため離職した後、再就労を希望しても困難な状況がある中で、少子高齢化や労働人口の減少により、女性の就労の促進が人材確保の観点からも重要となっており、再就労に向け職業能力の向上に頑張る女性への応援が求められています。	⇒女性の再就労につながる専門職資格(厚生労働大臣が指定する教育訓練講座などを経て取得する国家資格、公的資格又は民間資格)の取得を促進するため、その取得費用を助成します。	■女性の再就労のための専門職資格取得助成金交付人数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、120人	米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金制度(平成28年度創設)について市ホームページ、広報よなご、関係機関へのチラシ配布などにより、周知を図った。	42人 【内訳】 平成29年度:16人 平成28年度:26人	B	関係機関へチラシを配布するなど、さらに制度の周知に努め、女性の専門職資格取得促進を図り、再就労につなげることとしている。	男女共同参画推進課
		②女性の再就労を支援する情報提供の強化	○出産を契機に離職する女性が多い中、子育て環境が安定して再就労を希望しても、元の職場に復帰することが難しい状況があり、一方で、今後、少子高齢化の進展に伴う働き手の減少が見込まれている中で、企業における人材確保には、女性の再就労が欠かせないものとなりつつあります。このような中で、女性の再就労を支援し、就労機会の拡大を図ることが求められており、そのためには、市の取組の情報に加え、関係行政機関による就職に関する相談、セミナー情報などの提供、スキルアップのための研修・助成、仕事の紹介、育休、産休代替職員の紹介、企業への助成情報など各種の支援情報の提供をこれまで以上に推進していく必要があります。	⇒本市の広報手段を活用し、関係行政機関の「マザーズハローワーク」、「レディース仕事ぶらざ米子」などによる女性の再就労を支援する情報提供を強化します。	■女性の再就労を支援する情報の広報 ⇒関係行政機関と連携し、市報、市ホームページなどによる広報を強化します。	関係機関と連携し、女性の就労に関する情報を市の広報手段を活用して積極的に提供した。	セミナー等についてのホームページ・チラシ等における情報提供の実施	B	関係機関と連携し、女性の就労に関する情報を市の広報手段を活用して積極的に提供することとしている。	商工課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action		
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性		
I	7	①いつまでも若々しく活躍する高齢者等の元気づくりの促進	○少子高齢化が進展する中で、若い世代が安心して結婚・子育てができるよう、三世帯同居や近居で相談に乗り、孫の面倒を見るなど若い世代を支える高齢者、そして、健康で趣味や地域活動などに生きがいを感じる高齢者のように、いつまでも若々しく活躍する高齢者等の元気づくりが重要となっています。また、高齢化に伴う介護保険給付費の増加や医療保険の増加への対応として、高齢者等の元気づくりは、今後、団塊の世代が後期高齢者になる時代を迎える中で、より重要となっています。	⇒高齢者等自らが日々のウォーキング、サイクリングなどで元気づくりに取り組むよう、市報・市ホームページで啓発するとともに、「いつまでも若々しく活躍する高齢者等の元気づくり教室」を開催し、健康運動指導士によるマシントレーニングやラダーウォーキングにより、高齢者等の体力の維持・向上を図ります。	■いつまでも若々しく活躍する高齢者等の元気づくり教室参加者人数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、1,380人	健康運動指導士の指導のもと脳の活性化・手足の運動機能の向上を目指すラダーウォーキングを行った。また、タオルやボールを使って、家庭で出来る手軽な運動を紹介し、参加者が日頃から定期的に運動を継続できるよう促した。 (参考) 開催回数:20回	780人 【内訳】 平成29年度:221人 平成28年度:302人 平成27年度:257人	B	平成30年度は鳥取県の補助金が終了したため、事業を中止することとなった。当面は、長寿社会課の実施する「ふらっと、運動体験!!」への参加を促し、高齢者の体力の維持・向上を図ることとしている。	健康対策課
		②健康寿命の延伸等に向けた事業展開	○平均寿命の延びに伴い、健康寿命との差が開くことにより、介護保険要支援・要介護認定者が増加傾向にあり、また、介護予防への取組が必ずしも十分とは言えないことから、早い時期からの介護保険サービスの利用も増え、介護給付費の増大を招いています。これらのことから、高齢者等の家庭や地域での活躍を促進する観点からも、健康寿命の延伸に向けた介護予防、フレイル対策事業を展開していく必要があります。さらに、認知症の方も増加していることから、認知症施策も併せて一層推進していく必要があります。	⇒次に掲げる取組を行います。 ア 平均4歳の若返りへの期待が実証されている「よなGO!GO!体操」の更なる普及に、その活動により仲間づくり、社会参加の促進、地域での連携を期待できる「健康づくり地域サポーター(よなGO!GO!体操普及員)」の養成を図りつつ取り組みます。また、「よなGO!GO!体操」も活用した市民の自主的な活動である「健康づくり・やって未来や塾」を支援します。	■健康づくり地域サポーター数 ⇒平成31年度において、400人(平成26年度:337人)	健康寿命の延伸に向け、次の事業を実施した。 ①健康づくり地域サポーター市主催でサポーター養成のための研修(基礎編・スキルアップ編)を実施した。また、県主催のご当地体操研修会にサポーターと共に市も参加した。 ②「よなGO!GO!体操」公民館の健康講座、保健推進員研修会等での実施や、サポーターによる各地域のサロン活動、公民館祭等での実践により更なる普及に努めた。	287人 【参考】 平成28年度:273人 平成27年度:306人	C	毎年、基礎編、スキルアップ編として研修を開催しており、一人ひとりのスキルは向上している。新規の地域サポーターもあるが、高齢化により辞めるサポーターの方が多い。サポーターを増やすにあたって、一過性ではなく、継続的な活動につなげていくために、サポーターから知り合いに声をかけてもらうなどの勧奨を行うこととしている。	長寿社会課
			※「フレイル」とは、身体的・精神的・社会的な要素から起こる複合的な衰え(虚弱)の状態のこと。	イ 認知症への理解を深めるための普及啓発、認知症予防事業等に取り組みます。 ※施策の追加	■体操実践会場数(健康づくり・やって未来や塾) ⇒平成31年度において、39会場(平成26年度:27会場)	③「健康づくり・やって未来や塾」自主的に活動している地域の集まりに健康運動指導士を派遣し、体操等の支援により健康づくりの推進に繋がるよう取り組んだ。	29会場 【参考】 平成28年度:26会場 平成27年度:23会場	B	引き続き、健康運動指導士の関与により、自主活動が継続するよう、それぞれの集まりの実態、要望に合わせて必要な運動指導を行うこととしている。また、実施会場の増加に向けて、ふれあいいきいきサロンでの試行実施や、地域での介護予防教室等で住民の意識を高め、地域包括支援センターと協力してキーマンの発掘と立上げ支援に努めることとしている。	長寿社会課
			■認知症予防プログラム利用者数《年間》 ⇒平成31年度において、95人(平成28年度:65人) ※KPIの追加	認知症予防プログラムのサービスを実施し、運動機能向上を中心に個々のニーズにあった予防サービスを提供し、自宅での生活リズムの改善を図った。なお、通所型介護予防事業以外にも、広く市報で募集した「認知症予防プログラム」教室や、「認知症予防リーダー養成講座」も認知症の人と家族の会への委託により実施した。	86人	A	引き続き、通所型介護予防事業に加えて認知症予防プログラムを実施し、運動機能向上を中心に個々のニーズに対応した予防サービスを提供することとしている。	長寿社会課		

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action		
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性		
I	7	③買い物弱者への支援に向けた仕組みづくり	○我が国では、少子高齢化や過疎化等の社会情勢の大きな変化に伴い、小売店舗や交通機関等の日常生活に不可欠な生活インフラが弱体化し、いわゆる買い物弱者が発生している地域があるとされています。国においては、このような買い物弱者の問題を解決するためには、流通事業者や地方自治体等の地域の主体が連携して対応する事業(宅配、移動販売、地域のコミュニティ活動との連携等)が実施されることが重要との考えが示されています。本市は、比較的、交通インフラは維持されているものの、小売店舗の閉店が進む地域もあり、独居あるいは高齢者のみの世帯を中心に日々の買い物に不便を感じている者が存在しているものと見受けられ、このような中で、宅配、配食等のサービスを行う事業者も増えていますが、高齢化の進展により、今後、買い物弱者の増加が見込まれることから、買い物弱者への支援に向けた仕組みづくりが求められています。	⇒買い物弱者の実態・必要な支援を把握するとともに、民間で行われている移動販売、宅配など買い物支援に利用できる資源を調査します。その結果に基づき必要な支援を検討し、可能な地域で「買い物支援モデル事業」を実施します。	■買い物支援モデル事業実施地域数⇒5年後(平成31年度)までに、5地域	生活支援型介護予防事業(ショッピングリハビリ)を実施した。 ・買い物等の生活に必要な体づくりと、買い物行為の中で自分で買うものを把握し、商品を選び、支払いをする、という認知行動を遂行することで、認知機能向上を図り、生活の質の向上(QOL)に繋がるよう取り組んだ。 ・事業参加者57名(男性5名、女性52名) ・平均年齢83.6歳 ・支援実施頻度は、会場によって様々だが、1回/2週もしくは、1回/1週。 ○実施地域において、買い物支援の希望者を地域包括支援センターが訪問し聞き取り把握。 ○実施地域の自治会等の協力も得ることで、地域づくりも視野に実施している。	5地域 ※実施地域 ・巖地区 ・成実地区 ・和田地区 ・河崎地区 ・富益地区 【参考】 平成28年度:3地域	A	会場数が増える一方で、サービス事業所の送迎車輛の確保が難しくなっている(本来のデイサービス送迎時間と重なる)ため送迎に係る体制を再検討することとしている。 また、買物時の付き添いとして、地域住民ボランティアの協力を得ながら実施しているが、毎回の付き添いボランティアの確保に苦勞している現状もあり、住民の協力体制に対し後方支援する検討も行うこととしている。	長寿社会課
		④米子市版CCRCの推進に向けた取組(本市在住者を含めたアクティブ・シニアの人材活用の推進とその移住定住施策との連携)	○国は、地方移住の一環として、アクティブ・シニアが退職後に地方へ移住する「日本版CCRC」を検討し、モデル事業の実施を経て全国展開するとしています。本市は、医療・介護の環境が全国平均に比較して充実しており、CCRCを推進していく適地であるとの評価も一部にありますが、高齢化の進展により今後さらに医療費・介護費の財政負担の増加が見込まれる中で「日本版CCRC」により将来高齢者となるアクティブ・シニアの移住を受け入れることには、国による財政措置を含む具体的な制度設計を見定め、そのメリット・デメリットの総合的な判断が必要とされます。アクティブ・シニアの地方移住は、人口減少対策、優良な技術者の企業への人材供給などが期待されますが、一方で、現に本市に在住するアクティブ・シニアの人材活用も重要であり、移住施策である「日本版CCRC」にかかわらず、本市在住者を含むアクティブ・シニアの人材活用の検討が必要です。 ※「CCRC(Continuing Care Retirement Community)」は、都会の高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下で、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体。	⇒米子市版CCRCの推進に向けた取組として、本市在住者を含めたアクティブ・シニアの人材活用のあり方をハローワーク、県(技術人材バンク・シニアバンク)、シルバー人材センターなどの取組との連携を踏まえ検討し、推進するとともに、別途整備することとしている移住者向けの空き家情報バンクなど移住定住施策との連携を図ります。なお、「日本版CCRC」については、国・県のモデル事業のほか他都市の取組事例、国による財政措置を含む具体的な制度設計の動向に関し研究を進めつつ、本市への適用可能性について適切な時期に判断します。	■アクティブ・シニアの人材活用のあり方の検討 ⇒早期に検討し、米子市版CCRCの推進を図ります。	—	—	X	(参考) アクティブ・シニアの人材活用のあり方の検討及び移住定住施策との連携については、今後、米子市生涯現役促進協議会、県立ハローワークなどと連携し、それらの高齢者雇用、ボランティア促進等の施策の情報を本市の移住定住施策の情報とともに移住者等に提供する仕組みを構築しつつある状況である。 また、「日本版CCRC(生涯活躍のまち)」の本市への適用可能性については、引き続き、国のモデル事業の取組や他の先進地の事例を参考にしつつ、既存の移住施策や地域包括ケアシステムの進捗状況を踏まえながら総合的に検討することとしている。	総合政策課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課				
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action			
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性			
I	7	⑤高齢者が社会で活躍することができる環境整備	○国は、少子・高齢化が進展する中、健康で意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向けた取組を進めています。近年、本市においても高齢化が進展し、平成27年度で高齢化率26.7%と、4人に1人が高齢者という状況になっており、高齢者の雇用・就業の促進と生きがいの創出が課題となっています。	⇒高齢者が社会で活躍することができる環境整備の方策について検討するため、行政、経済団体、社会福祉法人などの関係機関で連携し、協議会を設置します。	■高齢者が社会で活躍することができる環境整備の方策を検討するための協議会の設置 ⇒平成28年度において、協議会を設置します。		「米子市生涯現役促進協議会」の設置(平成28年9月5日)			商工課	
	8	①まちづくり活動支援交付金の拡充(地方創生枠の創設)	○本市は、市民団体などの主体的・継続的なまちづくりへの取組を促進するため、「まちづくり活動支援交付金」により、その活動を支援しています。平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国・都道府県・市町村は、少子高齢化の進展に伴う人口減少対策、少子化対策など、いわゆる地方創生に取り組むこととされました。地方創生は、国民全体の大きな課題であり、市民団体など多様な主体とも連携・協力しながら取り組んでいく必要があることから、市民団体等のさらなる活躍が期待されます。	⇒まちづくり活動支援交付金において地方創生枠(子育て支援に関するもの、その活動が高齢者を中心とするもののほか、地方創生の推進に特に資する活動を優遇)を創設し、拡充することにより、市民団体等の活躍をさらに促進します。	■まちづくり活動支援交付金交付決定団体数《年間》 ⇒5年後(平成31年度)において、17件(平成26年度:9件)		市民団体などへの主体的・継続的なまちづくりへの取組を促進するため、「まちづくり活動支援交付金」による支援を実施した。 ・応募期間: 平成29年4月3日～4月28日 平成29年8月1日～8月16日(再募集) ・申請に関する問合せ: 6件 ・申請団体:5団体 ※審査会(プレゼンテーション)を開催し、交付団体を決定した。	4件(団体) 【参考】 平成28年度:7件 平成27年度:5件	C	本制度に対する住民のニーズ等を把握・分析することにより、本事業が、市民による公益活動への支援方策として時代のニーズ等に適合しているか否か等について再点検し、その結果を踏まえて制度再構築に向けた考え方をとりまとめることとしている。	地域振興課
		②地域づくり活動の好事例の横展開 ※施策の追加	○社会構造等の変化に伴い、個々の価値観やライフスタイル、地域とのかかわり方が変化し、市民ニーズは複雑多様化しており、行政だけでは全ての課題に対応することが困難な状況となっています。このような中、車尾地区や永江地区においては、自治会をはじめとする地域自治組織などが中心となり、地域課題の解決のため、地域活動に取り組んできました。地域の自治活動を推進していくためには、両地区で実践されている地域づくり活動を好事例として他の地域にも広めていく必要があります。	⇒両地区で実践されている地域づくり活動をもとに作成した「地域づくりマニュアル」を活用することなどにより、好事例を他地区に啓発し、横展開を図っていきます。	■「地域づくりマニュアル」などを活用して地域づくりに取り組む地区数 ⇒平成31年度において、10地区	—	—	X	—	地域振興課	
		③移住者支援を目的とする組織・団体の設立に向けた取組	○県内他市町村では、地域住民等がNPO等を設立し、空き家の掘り起こし・提供や地域住民とのマッチングなど地域に密着した移住定住を促進する活動を行っており、移住者の受け入れと定着に大きな役割を果たしています。本市においてもこうした団体等の設立を促進するとともに活動を支援し、連携して移住定住を推進することが必要です。	⇒移住希望者や移住者の受入を支援する地域組織・団体の設立を促進し、その活動を支援します。	■移住者支援を目的とする組織・団体の設立数 ⇒5年後(平成31年度)までに、1団体		平成29年9月に移住者・移住希望者・移住支援者の交流会を市主催で開催するなど、前年度に引き続き移住者支援を目的とする組織・団体の設立に向けた機運の醸成に取り組んだ。平成27年度に発足した任意団体「ほわっとよなご応援隊」の移住者支援団体としての組織化を目指し、来年度実施の移住体験ツアー実施に向け、連携を深めた。	0団体	C	新規移住者支援団体の設立促進については、引き続き移住者等との交流会を開催するなど設立機運の醸成を図るとともに、設立意欲を持つ者の掘り起こしを行う。活動支援については、「ほわっとよなご応援隊」の主要メンバーの意見聴取を継続して行い、その活動を促進するため、具体的な支援方法について検討することとしている。	総合政策課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check					
				取組内容	KPIの実績	評価		Action 見直し等の方向性		
I	9	①認定農業者・新規就農者・親元就農者など多様な担い手の育成・確保	○農家の高齢化や後継者不足、農産物の価格の低迷や荒廃農地の増加の問題など農業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあり、今後、農業を持続的に発展させ、次世代につないでいくためには、多様な担い手を育成・確保する必要があります。	⇒引き続き、既存の関係事業(主に国・県事業)を着実に実施することにより、認定農業者・新規就農者・親元就農者など多様な担い手を育成・確保します。 ※「既存の関係事業」は、経営所得安定対策における直接支払い交付金事業・収入減少影響緩和加算、融資制度、がんばる農家プラン事業、青年就農給付金、就農条件整備事業、就農応援交付金、親元就農促進支援交付金、担い手規模拡大事業費補助金 など	■農業の多様な担い手の数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、179経営体(平成5年度～平成26年度累計:129経営体)	既存の関係事業を適切に実施するほか、多様な担い手の確保、特に高齢化による認定農業者の減少を食い止めるため、高齢者の認定期間満了時における更新促進に取り組んだ。	131経営体(参考) 新規:7経営体 認定農業者:3 新規就農者:3 法人:1 【内訳】 平成28年度:1 27経営体 平成27年度:1 30経営体	C	新規の認定農業者や認定新規就農者を確保する一方で、高齢となった認定農業者が更新手続きを辞退する割合が高く、全体の経営体数の増加は進んでいない。 認定新規就農者の認定農業者へのステップアップや企業の新規参入を支援することとしている。	農林課
		②移住定住を伴う就農に対する総合的支援(情報発信、環境整備、就農条件整備等)	○農業の後継者不足や高齢化への対応は、地域農業の活性化を図る上で大きな課題となっており、農業の多様な担い手づくりの一環として、移住定住による就農の促進が求められています。その促進に当たっては、移住定住を伴う就農を促す情報発信、新規就農者の環境整備、就農条件整備などが必要とされます。	⇒移住定住を伴う就農に対する総合的支援として、移住定住を伴う就農を促す情報発信を行うとともに、国・県の支援施策も活用しながら、新規就農者の住居及び作業小屋を確保する環境整備、また、就農応援交付金の拡充による経済的支援など就農条件整備等を行います。	■移住定住(UIJターン)による新規就農者《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、42人(平成23年度～平成26年度累計:22人)	パンフレットの配布などにより情報発信を行った。 また、環境整備や就農応援交付金の拡充などによる定住支援についても周知を行い、拡充の対象となった新規就農者の事業利用を図った。	24人 (参考) 離農2人 県外から移住した認定新規就農者はなし。	C	引き続き、情報発信と事業の適切な運用に取り組むこととしている。	農林課
		③お試し「農的生活」の支援(住居と農地の提供) ※平成28年度限り計画廃止	○農業の後継者不足や高齢化により、農業の多様な担い手づくりや荒廃農地の問題への対応が課題となっている中、都会で住む人の中には、田舎で農業をしながらスローライフを営みたいと考える者があることから、本市における農的なスローライフのメニューを提供し、新規就農の可能性、農地の有効活用につなげていく必要があります。	⇒都市圏等の農的なスローライフを求める者に対し、住居と農地の提供及び営農指導をセットにした農的生活の支援制度を構築し、お試し「農的生活」を支援します。	■お試し「農的生活」の体験者(世帯)数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、16世帯					農林課
					■お試し「農的生活」の体験者(世帯)のうち移住に結びついた数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、8世帯					農林課
		④小中学生などに対する農業体験機会の提供	○農業の後継者不足や高齢化への対応は、地域農業の活性化を図る上で大きな課題となっており、農業の多様な担い手づくりの一環として、小中学生を中心とした若い世代に農業に関心を持ってもらい、将来の農業従事者の育成につなげていくことが求められています。また、近年、周辺に農地が少ない地域の子供たちを中心に、農業や農作物にふれる機会が少なくなっているものと見られ、農業や農作物への意識付けが、食育の観点からも必要となっています。	⇒地域において農業体験を実施する団体を支援することにより、小中学生などに対する農業体験機会を提供します。	■農業体験を実施した団体数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、30団体	-	-	X		農林課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課				
		施策	KPIの目標	Do	Check						
				取組内容	KPIの実績	評価		Action			
				見直し等の方向性							
I	9	⑤弓浜地域における農業基盤整備・荒廃農地対策の推進	○弓浜地域の畑作地帯は野菜等の生産地として、主に白ねぎ、にんじん、葉たばこ等の生産が行われていますが、全体的にはほ場一区画が小さく、農業基盤整備が進んでいないことから規模拡大が難しく、担い手不足と相まって、荒廃農地が多数発生しており、担い手の確保、荒廃農地の解消が課題となっています。とりわけ米子鬼太郎空港―米子市街を結ぶ県道米子境港線の沿線、JR境線沿線など観光客の目に触れる地域において多くの荒廃農地があり、早急な対策が必要です。	⇒次に掲げる取組を行います。 ア 弓浜地域の農地の再生及び荒廃農地の解消を目指し、農業基盤整備に向けた調査検討を行い、その結果に基づき、農業基盤整備の事業化を図ります。 イ 農地の有効利用に欠かせない基盤整備事業や農業振興のための新たな農産物の普及、農機具メーカーとの連携など複合的な施策により、荒廃農地の解消に取り組めます。 ※施策の追加	■弓浜地域の農業基盤整備の調査検討 ⇒早期に結論を得ます。	■弓浜地域における荒廃農地の面積 ⇒平成31年度において、66hA(平成28年度:96hA)	地元説明会の開催及び意向調査の実施 <説明会> 3回 参加者 54名 <意向調査> 回答者57/105名 賛成 40/57名	説明会開催 意向調査実施	B	意向調査の回答がない方への個別の聞き取りを行うなど地元の意向の集約を進めるとともに、地元推進体制の組織化を支援することとしている。	農林課
			⑥農業分野における外国人労働力の活用(国家戦略特区の地域指定) ※施策の追加	○地域の農業振興の牽引役でもある認定農業者や新たな担い手となる新規就農者などの農業経営の規模拡大に伴い労働力の確保が課題となっています。こうした中、平成29年6月に国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部が改正されたことにより、特区の地域指定を受けられれば、農作業等を行う一定水準以上の技能等を有する外国人の入国・在留が可能となりました。	⇒農業分野における外国人労働者の雇用を行うことが可能となる国家戦略特区の地域指定を受け、労働力の確保を図ります。	■国家戦略特区の地域指定に向けた取組 ⇒近隣の境港市・大山町とも連携し、国家戦略特区の地域指定に向けて取り組みます。	境港市、大山町との連名で特区提案書を内閣府地方創生推進事務局へ提出(H29.12.4)提案に伴う特区WGのヒアリングへ市長が出席(H30.2.21)	-	B	既に特区となっている新潟市、愛知県、京都府で平成30年3月9日に農業分野の外国人労働者受け入れが了承されたが、新たな地域指定はされていない。政府は、新たな在留資格を創設して外国人労働者を受け入れる法改正を目指しており、この中には当地域が提案した技能実習修了者も受入れ対象とすると報道されており、当面は、入国管理法改正の動きに注目していくこととしている。	農林課
	1	①移住定住に係る情報発信の強化	○平成26年に国が実施した東京在住者の移住意向調査では、都市在住者の田舎暮らしやふるさと回帰志向が高まっているとされており、このような状況を好機ととらえ、東京のほか都市圏等県外に向けた移住定住に係る情報発信をさらに強化する必要があります。	⇒都市圏等県外に向けた移住定住に係る情報発信を強化します。(移住セミナー・移住体験ツアーの実施)	■移住セミナー参加者数 ⇒平成27年度において、100人 ■移住体験ツアー参加者数 ⇒平成27年度において、20人					(参考) 平成27年度の取組は、地方創生先行型交付金を活用し、単年度の取組として計画したものである。今後の同様の取組は、市単独の取組に限らず、鳥取県西部圏域で連携した移住定住の取組を含め模索していくこととしている。その他、次のとおり既存の施策に取り組み、さらに移住定住促進を図ることとしている。 ・移住セミナー等の参加者に対するフォローアップ ・移住定住相談員によるきめ細かな相談対応 ・「お試し住宅」の利用促進 ・(公財)ふるさと鳥取県定住機構が開催する東京・大阪での各種相談会への参加 ・ホームページ等による市の魅力・暮らしやすさの情報発信 ・移住者・移住希望者・移住支援者の交流会の開催 ・移住者向けの空き家情報バンクの運営 ・住宅取得支援制度の運営	総合政策課 総合政策課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action		
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性		
II	1	②移住者からの相談窓口のワンストップ化ときめ細かな生活情報の提供	○本市への移住の促進と移住後の定着につながるため、移住希望者や移住者から寄せられる様々な相談に対して、ワンストップで対応する窓口と、関係部署・関係機関との連携体制を構築する必要があります。	⇒移住者からの本市で生活する上で様々な相談に対応するワンストップサービス体制を構築するとともに、きめ細かな生活情報を提供します。	■移住希望者及び移住者からの相談件数《年間》 ⇒5年後(平成31年度)において、300件(平成26年度:102件)	前年度に引き続き、「米子市移住定住相談窓口」において、移住定住相談員を中心に、移住希望者からの就職、子育て、医療、高齢者サービス、住宅などに関する相談への対応、その他生活情報の提供をワンストップサービスで行うよう、随時、関係部署・関係機関との連携を図った。	317件(内訳) ・窓口での新規相談件数:199件 ・イベントでの新規相談件数:52件 ・継続相談件数:66件 【参考】 平成28年度:294件 平成27年度:292件	A	引き続き、ワンストップサービスによる移住者からの相談への対応、きめ細かな生活情報の提供に努めることとしている。 また、移住希望者の移住先での仕事について問い合わせを受けることが多いので、地元企業とのマッチングを図るため、関係機関との連携をさらに深めることとしている。	総合政策課
		③移住希望者に対する住宅情報の提供(空き家情報バンクの整備)	○移住希望者のニーズが高い一戸建て等の借家・売家の情報をインターネット等で移住希望者に広く提供することで、移住定住の実現性を高める必要があります。	⇒空き家情報バンクを整備・運営することにより、活用可能な空き家の掘り起こしを行い、移住定住相談で活用するとともに移住定住専用サイト等で全国に情報発信します。	■空き家バンク登録物件に移住した件数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、40件	空き家情報バンク登録申請者の事情を詳細に聴き取った上で、可能な限り希望に沿うよう、公益財団法人鳥取県宅地建物取引業協会西部支部の協力を得ながら登録を行った。	1件 【内訳】 平成29年度:1件 平成28年度:0件 (参考) 空き家バンク登録件数 平成29年度:5件 平成28年度:1件	C	他部署と連携を行い、空き家保有者へ空き家情報バンク制度のPRを引き続き行うとともに、公益財団法人鳥取県宅地建物取引業協会西部支部の協力を得て、登録の促進を図ることとしている。	総合政策課
		④お試し住宅の利用促進	○平成26年度から「お試し住宅(移住体験住宅)」を3棟運営していますが、さらに利用者数の増加を図り、本市への移住定住を推進する必要があります。	⇒お試し住宅の利用促進に資する情報発信と利用者のアンケート等に基づく機能の充実・強化を図り、本市への移住定住を推進します。	■お試し住宅利用率《年間》 ⇒5年後(平成31年度)において、70%(平成26年度2ヶ月分:44.6%)	お試し住宅の情報発信として、案内チラシをふるさと納税返礼品の送付の際に同封したり、お試し住宅の記事を移住関連雑誌への掲載を行った。また、移住定住相談窓口での移住相談においてや、移住相談会等に参加する際に、積極的にPRした。また、田舎暮らしのニーズを持っている移住希望者のために、家庭菜園を作成し、収穫体験等を行っていただいた。 なお、お試し住宅の利用者へのアンケートの実施結果では概ね好評であり、現時点において、小規模修繕を行ったほかは、直ちに機能の充実や強化を図るべき点は認められなかった。	54.9%(利用者数:52人) 【参考】 平成28年度:64.4% 平成27年度:60.1%	C	引き続き、お試し住宅の情報発信に努めるとともに、自転車を備え付けるなど、利用者へのニーズにきめ細やかに対応していくこととしている。	総合政策課
		⑤県外からの移住者に対する住宅取得等経費の助成	○本市では、移住者の移住を経済的に支援する制度がなく、移住希望者に対するインセンティブ(動機付けするもの)が不足しています。他都市においては、移住者の移住に要する費用負担を軽減するなどの助成制度があり、本市においても助成制度の創設が必要です。	⇒移住者の住宅取得や改修等に要する経費への助成制度の創設(子育て世帯や三世同居などへの優遇を検討)により、本市への移住定住の推進と移住者の定着を図ります。	■住宅取得等助成制度を利用して移住した件数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、40件	相談窓口で案内するなど、当該制度の紹介を行い、移住定住の推進を図った。	23件 【内訳】 平成29年度:19件 平成28年度:4件	A	引き続き、当該制度を適切に運用し、本市への移住定住の推進と移住者の定着を図ることとしている。	総合政策課

政策分野	施策分野	Plan			平成29年度				関係課	
		施策	KPIの目標	Do 取組内容	Check		Action 見直し等の方向性			
					KPIの実績	評価				
II	2	①新規学卒者に対する就職活動支援(交通費助成)・移住就労支援(引越し費用助成)	○本市においては、大学などへの進学のため転出した若年者のふるさと回帰が少ないため、若い世代において大きな転出超過になっており、また、地元企業も若年者の人材不足のため、生産性の向上などの取組が困難になっています。このことから、本市出身者のふるさと回帰を含め新規学卒者の本市への移住就労につながる就職活動への支援が求められています。	⇒次に掲げる取組を行います。 ア 中海圏域の周辺都市(松江市・安来市・境港市)と連携して実施する「合同就職ガイダンス」への参加を促進するため、本市出身者の参加に要する交通費相当額を助成します。 イ 中海圏域の周辺都市(松江市・安来市・境港市)と連携して運営する「中海圏域就職ナビ」登録企業(本市内にある事務所・営業所など)で実施するインターンシップに要する交通費相当額を助成します。 ウ 就労に伴う本市への転入者に対して引越し費用相当額を助成します。	■合同就職ガイダンスへの本市出身者の参加数《年間》 ⇒5年後(平成31年度)において、142人(平成26年度:42人)	-	-	X	(参考) 平成27年度の制度利用実績を踏まえ、事業継続の是非について検討した結果、大幅な改善・見直しが必要であると判断したため、当該助成制度は平成28年度から中止しているところである。なお、鳥取・島根両県の取組が充実している状況であることから、平成29年度から「合同就職ガイダンス」の開催は見合わせ、今後は就職情報の提供を含め両県の取組に協力していくこととしている。	商工課
		②新規学卒者に対する移住就労支援(奨学金利子助成)	○本市においては、大学などへの進学のために転出した若年者のふるさと回帰が少ないため、若い世代において大きな転出超過になっており、また、地元企業も若年者の人材不足のため、生産性の向上などの取組が困難になっています。このことから、本市出身者のふるさと回帰を含め大学等卒業者の本市への移住就労を促進していくことが求められています。	⇒大学等卒業者の移住就労の支援として、奨学金返還額の利子相当分を助成します。	■奨学金利子助成対象者数(移住就労者数)《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、550人	大学等卒業者の移住就労の支援として、奨学金返還額の利子相当分を助成した。	29人 【内訳】 平成29年度:9人 平成28年度:10人 平成27年度:10人	C	引き続き、奨学金返還額の利子相当分の助成を実施することとしている。	商工課
		③地元企業へのインターンシップ受入の促進	○本市においては、大学などへの進学のために転出した若年者のふるさと回帰が少ないため、若い世代において大きな転出超過になっており、また、地元企業も若年者の人材不足のため、生産性の向上などの取組が困難になっています。このことから、本市出身の大学等卒業予定者の地元企業への就労を促進していくことが求められており、このため、地元企業へのインターンシップ受入れの促進が必要とされています。さらに、平成26年度から就職活動の解禁が3月に繰り上げられ、活動期間が短くなったことにより、大学等卒業予定者が効率的に就職活動することから、インターンシップなどの情報発信の充実を図る必要があります。	⇒次に掲げる取組を行います。 ア 地元企業に働きかけ、インターンシップ実施企業を開拓します。 イ 本市出身の大学等卒業予定者に対し、本市及び本市周辺の企業ニーズを含めたインターンシップ情報を中海圏域の周辺都市(松江市・安来市・境港市)と連携して運営している情報サイトで発信します。 ウ 県が実施する就業支援事業の周知を図ります。	■インターンシップ実施企業数(中海圏域) ⇒5年後(平成31年度)において、50社(平成26年度:4社)	これまでの圏域4市で取り組む「中海圏域就職ナビ」による支援効果を再検討し、一般求職者向け求人支援サイトを統合し、支援の取組の変更した。 また、島根大学が主催する「しまね大交流会」に協賛し、地元企業のニーズや情報の発信の支援を行った。	0社 【参考】 平成28年度:3社 平成27年度:2社	C	引き続き、中海圏域4市が連携し、インターネットによる地元企業の情報発信や地元の大学、高専と協力して事業を進めていくこととしているが、鳥取島根両県の取組が充実しているため、圏域4市としてのインターンシップ事業は当面実施しない方針としている。	商工課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action		
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性		
II	2	④本市職員採用における本市出身社会人Uターン枠の創設	○人口減少抑制の一環として、大学進学等により東京圏・関西圏を中心に市外に転出した本市出身者のふるさと回帰(Uターン)を促進することが課題となっており、今後、市内企業における本市出身者のUターンにつながる従業員採用への取組も期待されることですが、市内の事業所の一つである本市としても、率先して本市出身者のUターンにつながる職員採用に取り組むことが求められています。	⇒培った社会人としての能力をふるさと米子で発揮してもらうべく、本市職員採用において、本市出身社会人Uターン枠を創設します。	■新たな社会人枠による採用者数《累計》 ⇒平成29年度(翌年度4月1日)までに、15人程度	インターネット上の就職ナビゲーションへの登録や他団体の採用等の情報収集に努め、人物重視による試験を実施することにより新規採用することができた。	12人 【内訳】 平成29年度:4人(I・Jターン含む民間企業経験者枠) 平成28年度:3人 平成27年度:5人	A	平成30年度以降は採用試験全体の申込者の減に対応すべく、民間企業経験者枠を含め、年齢上限を含めた要件等の検討を行うこととしている。	職員課
		⑤高校新卒者の就業・定着の促進	○県内では、高校新卒者が就職後、早期に離職する割合(離職率)が3年後42.9%(平成23年3月卒業。全国:39.6%)と全国に比較して高く、1年後も25.3%(平成25年3月卒業)と非常に高い値となっています。早期離職の要因は、企業の人材育成、また、本人の心理面など様々な課題によるものであると思われますが、高校卒業予定者への企業情報・就職情報・労働関連情報の提供が十分でなく、本人と企業との意識の間にギャップが存在していることも考えられます。早期離職は、結果として市外への転出による再就職の可能性を高めることから、高校新卒者の就業・定着を促進することが求められています。	⇒高校卒業予定者に対する「働くことは大変だけど楽しい!!講演会」を開催し、就労に対する意識の向上を図るとともに、就業・定着につながる各種情報を提供します。	■働くことは大変だけど楽しい!!講演会参加者数《年間》 ⇒5年後(平成31年度)において、200人	(株)日本政策金融公庫、県立米子高校と共催し、高校生を対象に講演会(出前授業)を開催した。 ・実施回数:3回 2校で実施	404人 (内訳) ・米子高校(2回・304名) ・米子松陰(1回・100名) 【参考】 平成28年度:303人	A	今後も継続開催に向け、関係機関と調整していくこととしている。	商工課
		⑥都市圏等の高等教育機関との交流連携協定の締結によるインターンシップ受入などの交流の推進	○本市においては、大学などへの進学のため転出した若年者のふるさと回帰が少ないため、若い世代において大きな転出超過になっており、これが地元企業における若年者の人材不足にもつながっており、人材確保が課題となっています。とりわけ、今後の高齢化の進行により福祉系人材の確保の必要性も一層高まっています。また、本市は、地元大学などの高等教育機関との連携に努めていますが、今後、福祉分野の行政課題などに適切に対応していくためには、福祉系の大学・学部など都市圏等の高等教育機関との連携も視野に入れていく必要があります。	⇒本市出身者のふるさと回帰を含め学生の移住就労の促進による福祉系人材の確保や福祉分野の行政課題などへの対応に資する福祉系の大学・学部など都市圏等の高等教育機関と交流連携協定を締結し、学生のインターンシップ受入のほか、市職員の短期派遣研修、市の課題解決に向けた助言・共同研究などの交流連携を推進します。	■都市圏等の高等教育機関との交流連携協定の締結 ⇒平成27年度において、関西学院大学人間福祉学部との交流連携協定を締結します。 ■交流連携協定に基づく市の課題に関する講演会・意見交換会の参加者数《累計》 ⇒平成31年度までに、1,000人 ■交流連携協定に基づく学生のインターンシップ受入及び市職員の短期派遣研修に向けた協議 ⇒早期の実現に向け、協議します。 ※目標達成時期などの明確化、KPIの追加	交流連携協定に基づく市の課題に関する講演会を実施した。	平成27年11月29日に関西学院大学人間福祉学部との連携協定調印済。 533人 【内訳】 平成29年度:248人 平成28年度:285人	A	引き続き、大学教授による講演会等を実施することとしている。	職員課
						福祉政策課の職員4名を関西学院大学に短期派遣し、福祉分野の専門知識を習得させた。	短期派遣の実施	B	今後も、定期的に、市職員を短期派遣し、専門知識の習得に努めることとしている。また、交流連携協定に基づく学生のインターンシップ受入等に向けて検討することとしている。	職員課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action		
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性		
II	3	①ふるさと米子の先人に学ぶ郷土資料による郷土愛の醸成	○平成26年の中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」において、道徳を特別教科とし、検定教科書と併せて各地域に根ざした郷土資料などの多様な教材を活用することの重要性が示されました。他方、本市においては、大学などへの進学のため都会などに転出し、地元以外で就職する若者が多いことから、若者の人口流出抑制を図っていくため、子どもたちへの郷土愛の醸成を図る必要があります。これらのことから、道徳等の学習において郷土資料等を活用し、子どもたちの道徳性をさらに養うとともに、郷土愛の醸成により将来の地元での就業・定着や大学等進学後のふるさと回帰促進につなげていくことが求められています。	⇒本市にゆかりのある先人の業績や本市の発展に寄与した事業などを題材にした「ふるさと米子の先人に学ぶ郷土資料」を作成し、道徳等の教材として活用することにより、郷土愛の醸成を図ります。	■「ふるさと米子の先人に学ぶ郷土資料」の作成数《累計》⇒5年後(平成31年度)において、27,000部	昨年度と同様に、「ふるさと米子の先人に学ぶ郷土資料集」を増刷し、本市小学校の新1年生(上巻)と新5年生(下巻)全児童に配布した。各学校において、道徳や総合的な学習の時間などを中心に年間指導計画の中に位置づけ、各教科・領域のねらいとあわせて、郷土愛の醸成を継続して図った。	20,565部 【内訳】 平成29年度: 2,800部 平成28年度: 2,765部 平成27年度: 15,000部	A	各学校にて、道徳の年間指導計画に位置付け、有効活用が図られており、継続して本事業に取り組むこととしている。	学校教育課
		②小中学生向け「米子で働く人から学ぶ」講座の開設	○本市においては、大学などへの進学のため都会などに転出し、地元以外で就職する若者が多いことから、若者の人口流出抑制を図っていくことが必要です。また、全国学力・学習状況調査における中学校3年生への質問紙調査では、将来の夢や目標の有無、地域への関心度等の項目で、全国平均よりも低い状況があります。本市の小中学校においては、現場体験も含めた職業・仕事に関する学習を行っていますが、子どもたちに対し、将来の地元での就業・定着や大学等進学後のふるさと回帰につなげるため、さらに学習の機会を提供することが、郷土愛の醸成の観点を含めて必要です。	⇒教職員に、希望する講座内容を聞き取った上で、行政機関・民間企業・各種団体等の協力を得て、それぞれの職場の仕事の概要や職業観等を伝えていただくボランティア講師を募り、小中学生向け「米子で働く人から学ぶ」人材リストを作成し、小中学校における活用を促進します。講座は、段階的に協力が得られる行政機関・民間企業・各種団体等を増やすことにより、リスト化・メニュー化を図り、学校が活用しやすいものとしします。	■小中学生向け「米子で働く人から学ぶ」人材リスト(講師)を活用した学校の割合 ⇒5年後(平成31年度)において、100%	商工課と連携し、施策の内容を希望する学校2校(小学校1校、中学校1校)にモデル校として取り組んでいたが、その後、取組から施策の内容に修正を加えてから、他の学校に施策を広げていく具体的な計画を立てた。	-	C	平成29年度末に、「私たちの地域のお仕事(鳥取県西部版)」(BSスコスモ・メリット製作、米子市教育委員会他協力)を小中学校及び小学校5年生全員に配布された。本誌に掲載されている企業については、児童生徒への講話も可能と確認しているため、各学校がニーズに応じて活用することで、本施策の目的は、概ね達成されるため、本施策は中止の方向で検討することとしている。	学校教育課
		③子どもたちによる市の魅力の再発見(自ら市内巡りコースなどをプロデュースすることによる郷土愛の醸成)	○本市では、大学進学や就職を契機に都会など市外に転出する若い世代が多く、人口減少抑制の観点から、若者の市内への定着、または転出後のUターンを促進していくことが課題となっています。若者が都会などに進学・就職したいと思う背景には、都会など他の都市の魅力的な生活・雇用あるいは夢の実現の機会などを希求している面がある一方で、子どもたちが大学進学や就職を迎えるまでに、都会にはない本市の魅力を確認し、本市に住み続けたいと思えるような郷土愛の醸成を図る取組が不足しているとも考えられます。	⇒自ら市内巡りコースなどをプロデュースするなど、子どもたちに対し、大人たちが気づかない市の魅力を再発見する体験を「子どもが選ぶ米子の自慢」の作成を通じて提供し、郷土愛の醸成につなげます。加えて、「子どもが選ぶ米子の自慢」を活用し、再発見した市の魅力を情報発信します。	■「子どもが選ぶ米子の自慢」の参加人数 ⇒平成29年度において、100人	米子国際交流フェスティバル会場に、米子の魅力を紹介する子ども向けブースを設け、クイズやゲームなどを通じて小中学生と外国青年とが交流し、米子の魅力を認識してもらう予定で準備を整えていたが、台風18号の接近により、フェスティバルが中止となった。子ども向けのよなごに関するパンフレット「なるほど!ザ・よなご」の配布と、本市の魅力についての間接的なアンケート(「米子の魅力再発見アンケート」)を市内の公民館行事に参加した市内に在住の幼児・小中学生に実施した(回答者:279名)。	-	X	悪天候により、イベントが実施できなかったが、今後はアンケート結果を参考にして、小学生の親子ペアを対象に市内の観光スポットを巡るツアーを実施し、各スポットの隠れた魅力について発見(再発見)してもらうイベントを実施することとしており、イベントで撮影された写真などを市のホームページ等に掲載することで、米子市の魅力を多くの子どもたちに発信していくこととしている。	子育て支援課

政策分野	施策分野	Plan			平成29年度			関係課		
		施策	KPIの目標	Do	Check		Action			
				取組内容	KPIの実績	評価	見直し等の方向性			
II	4	①-A米子駅及び周辺の賑わい創出への取組(米子駅南北自由通路の整備、米子駅南広場の整備)	○米子駅周辺は、JR山陰本線で駅南・駅北地区に分断されており、両地区の連携の不足や移動の円滑化、歩行者の回遊性などが課題となっており、交通結節点としての機能強化や駅南地区の利便性を図り、都市機能が概ね集積している駅北地区との連携を強化し、本市の玄関口にふさわしい都市環境の創出を図る必要があります。	⇒南側の玄関口となる駅南広場や、駅南・駅北地区を連絡する自由通路を整備します。	■米子駅南北自由通路・米子駅南広場整備の工事着手 ⇒平成30年度の工事着手を目指します。	・駅南広場詳細設計、JR西日本及びテナントに対する補償の一部等を実施した。 ・米子駅南北自由通路等整備事業協議会を実施した。(構成:鳥取県統轄監、JR米子支社山陰地域振興本部副本部長、米子市副市長) 【第9回】平成29年8月2日	■平成34年度の完成を目指し、駅南広場詳細設計、JR西日本及びテナントに対する補償の一部等を実施し、事業の進捗を図った。 ■工事着手に向け関係機関と協議を行った。	B	引き続き、関係者と連携を図りながら平成34年度の事業完成を目指すこととしている。	都市整備課
		①-B米子駅及び周辺の賑わい創出への取組(新駅ビル建設構想への対応)	○米子駅南北自由通路等の整備に伴い、JR米子駅ビルの一部を解体する必要がありますが、これを契機に関係者(JR米子支社、県及び市)において、米子駅及び周辺の賑わい創出並びに駅利用者の利便性の向上への取組の一環として、解体後の跡地に新駅ビルを建設する構想に関する協議が行われています。この新駅ビル建設構想においては、建設の必要性、建設する場合の事業主体、ビルの機能や規模等、必要な行政支援などについて関係者による早期の協議・調整が求められています。	⇒引き続き、関係者による新駅ビル建設構想に関する協議・調整を進め、その結果に基づき必要な対応を行います。	■米子駅・新駅ビル構想に関する協議・調整 ⇒早期に結論を得ます。	・米子駅南北自由通路等整備事業協議会を実施した。(構成:鳥取県統轄監、JR米子支社副支社長、米子市副市長) 【第9回】平成29年8月2日	駅周辺の賑わい創出・活性化の加速・拡大に向けたプロジェクトチームを設置し、検討を行った。	B	新駅ビルに行政機関が入る方向で調整を行っていたが、より賑わいの創出に資する利活用とするため、新駅ビルよりも自由度の高いだんだん広場・グルメプラザを民間との連携による複合施設で活用する方針を示したため、今後はプロジェクトチームを中心とした検討を行うこととしている。	都市整備課
		①-C米子駅周辺活性化プロジェクトの推進 ※施策の追加	○米子駅南北自由通路や新たな米子駅の整備を契機として、米子駅周辺の賑わい創出・活性化を加速・拡大する取組を検討する必要があります。とりわけ、駅ビルや「だんだん広場」を含む駅北地区の活性化や駅南地区の民間開発などの中長期的な検討課題について、関係者による早期の協議・調整が求められています。	⇒米子駅周辺の賑わい創出や活性化を図るプロジェクトを、米子市中心市街地活性化協議会等との連携も図りながら検討し、推進します。	■米子駅周辺活性化に向けたプロジェクトの検討 ⇒米子駅周辺の賑わい創出や活性化の加速・拡大について、方向性を見定めながら、具体的な取組を検討・実施します。	・米子駅周辺活性化庁内プロジェクトを実施した。 【第1回】平成29年8月1日 【第2回】平成29年8月31日 【第3回】平成29年11月9日 【第4回】平成30年2月1日	■新駅ビルに行政機関が入る方向で調整を行っていたが、より賑わいの創出に資する利活用とするため、新駅ビルよりも自由度の高いだんだん広場・グルメプラザを民間との連携による複合施設で活用する構想を検討するという方針を示した。	B	引き続き、有識者等の意見を聞きながら検討を行うこととしている。	都市整備課
		②中心市街地商店街の魅力度を高める取組(ブラッシュアップ)の促進	○本市は、山陰の大坂、商都米子と称され、商業のまちとして発展し、とりわけ中心市街地商店街は大変な賑わいを見せていました。しかしながら、近年は、商業施設の郊外立地、消費行動の変化などにより、空き店舗の増加などの空洞化が生じ、往年の賑わいはありません。このため、市は、既存の商店街をブラッシュアップし、魅力を高める取組を実施する商店街振興組合等を支援してきましたが、引き続き、中心市街地商店街の魅力度を高める取組を促進していく必要があります。	⇒引き続き、各商店街の特性を活かした魅力度を高める取組を促進するため、中心市街地商店街の環境整備を支援します。	■商店街振興組合等における環境整備件数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、13件(平成21年度～平成26年度累計:6件)	本市のHPや県内施策説明冊子に掲載し、周知を行うとともに、環境整備事業実施に向け、関係者と協議を重ねたが利用実績はなかった。	6件(平成27年度～平成29年度は実績なし)	C	商店街組織との意見交換を積極的に行い、中心市街地商店街が必要とする環境整備を支援していくこととしている。	商工課

政策分野	施策分野	Plan			平成29年度			関係課		
		施策	KPIの目標	Do	Check		Action			
				取組内容	KPIの実績	評価	見直し等の方向性			
II	4	③中心市街地空き店舗への出店の促進	○本市は、山陰の大坂、商都米子と称され、商業のまちとして発展し、とりわけ中心市街地商店街は大変な賑わいを見せていました。しかしながら、近年は、商業施設の郊外立地、消費行動の変化などにより、空き店舗の増加などの空洞化が生じ、往年の賑わいはありません。このため、市は、空き店舗に出店する事業者などへの支援、新規商業者参入者の支援を行ってまいりましたが、引き続き、中心市街地空き店舗への出店を促進していく必要があります。	⇒引き続き、中心市街地空き店舗への出店を促進するため、空き店舗に出店する事業者などへの支援、新規商業者参入者の支援を行います。	■中心市街地商店街空き店舗への出店数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、113店舗(平成14年度～平成26年度累計:78店舗)	本市のHPや県内施策説明冊子に掲載し、周知を行い、空き店舗等への新規出店2件に対して補助を行った。新規商業参入の促進についてはチャレンジショップを運営し、新規商業参入者を支援した。	83店舗 【内訳】 平成29年度:2店舗 平成28年度:実績なし 平成27年度:3店舗	C	商店街振興組合・商工会議所・まちなかディベロッパー等と連携し、中心市街地商店街の空き店舗等への出店を促進する方策を検討する。 また、チャレンジショップを引き続き運営し新規商業参入者を支援していくこととしている。	商工課
		④中心市街地における空き家を活用したコミュニティビジネスの創出・地域コミュニティの再生促進	○本市の中心市街地は、これまでの長い歴史の中で様々な都市機能が集積されるとともに、交通網も中心市街地を起点に整備され、経済・社会の発展に大きな役割を果たしてきましたが、近年は、商業施設の郊外立地、消費行動の変化、少子高齢化の進展などにより、居住人口の減少や空き店舗の増加などの空洞化が生じています。このような中で、中心市街地の活性化はもとより、空き家等の対策、地域コミュニティの再生が課題となっています。	⇒中心市街地における空き家等を活用したコミュニティビジネスの創出・地域コミュニティの再生促進を図るため、個人事業者や企業等が行うまちなかコミュニティの活性化及びコミュニティビジネスの創造の取組を支援します。	■中心市街地における空き家等の活用件数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、5件	中心市街地活性化協議会と連携して、複数の物件について関係者と協議・検討し、ゲストハウス兼コミュニティスペースの案件が事業化に至った。	2件 【内訳】 平成29年度:1件 平成28年度:実績なし 平成27年度:1件	C	引き続き、中心市街地活性化協議会と連携して物件の掘り起しと事業化に向けて取り組むこととしている。	都市創造課
		⑤角盤町エリア活性化プロジェクトの推進 ※施策の追加	○本市の中心市街地の活性化は、平成27年に策定した「米子市中心市街地活性化基本計画(新計画)」に基づいて取り組んでいますが、角盤町エリアにおいては、近年、著しい状況変化(大型スーパーの閉店、大型百貨店店舗の本市への一部譲渡の申し入れ)があったことから、米子市中心市街地活性化協議会等と連携し、改めて活性化策を検討する必要があります。	⇒角盤町エリアの活性化を図るプロジェクトを、中心市街地活性化協議会等と連携しながら検討し、推進します。	■角盤町エリアの活性化に向けた取組の検討 ⇒近年の著しい状況変化を踏まえながら、具体的な取組を順次検討・実施します。	官民で設置される「角盤町エリア活性化プロジェクト会議」で検討されるまちづくりの構想(主に民間からの発案)の実現に向かって、米子市の取り組みについて内部で調整・検討を行った。その結果、平成29年度においては、米子高島屋東館及びやよいデパート跡地の利活用について一定の進捗が見られた。	—	B	引き続き、中心市街地活性化協議会等と連携しながら、角盤町エリアの活性化を図るプロジェクトを検討・推進することとしている。	都市創造課
	5	①公共交通の多角的視点による見直し ※施策の追加	○高齢化の進展に伴い公共交通の役割はますます重要になっており、とりわけ市内の医療機関・商業施設等への移動利便性の向上が課題となっています。これらの課題を解消するためには、利用者の需要を考慮したダイヤ設定やバス路線の見直し、使いやすい公共交通環境の整備、まちづくりと一体となった交通政策など多角的な視点から検討し、持続可能な交通体系の実現を図る必要があります。	⇒担当組織体制を整えるとともに、庁内に若手職員を中心とする交通政策検討チームを設置し、持続可能な路線の再編、利便性の向上、高齢者の運転免許証自主返納を促す環境整備、中心市街地と郊外の一体的な発展を目指したまちづくりの観点など、公共交通の多角的視点による見直しの検討を行います。	■公共交通の今後のあり方についての検討 ⇒平成30年度までに、交通政策の方向性及び具体的施策を検討します。	平成29年10月1日付け組織機構改正によって、企画部地域政策課の「中心市街地活性化推進室」を「都市政策係」に改編し、同課内に新たに「交通政策係」を設置した。また、若手職員や福祉、都市計画等の担当職員で構成する交通政策検討チームでは、定期的な会議等で公共交通の課題や今後の方向性についての意見交換を行った。	交通政策検討チームでの検討・協議結果を平成30年3月に中間報告書としてまとめた。	B	今後は、交通事業者等の意見も伺いながら中間報告書を基に交通政策の方向性や具体的な施策について検討することとしている。	都市創造課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度				関係課		
		施策	KPIの目標	Do	Check		Action			
				取組内容	KPIの実績	評価	見直し等の方向性			
II	5	②市街化調整区域の規制緩和 ※施策の追加	○近年、市街化調整区域内の主要幹線道路沿いの空き店舗が有効利用できない、また、既存集落で自治会活動をはじめとする地域コミュニティの維持が困難になるなどの問題が生じています。本市では、このような課題に対応するため、市街化調整区域における開発許可基準の一部規制緩和を実施(平成29年7月1日施行)しましたが、更なる規制緩和を求める声もあり、また、交通の利便性の高い地区の土地利用のあり方にも課題があることから、引き続き、市街化調整区域の規制緩和について検討する必要があります。	⇒市街化調整区域の規制緩和について、次に掲げる取組を行います。 ア 現行の規制緩和の効果測定(事前協議・許可申請等)を行います。 イ 更なる規制緩和を含め交通の利便性の高い地区の土地利用のあり方について検討します。 ※平成29年7月1日に施行した規制緩和の内容は、国道県道沿いの事務所・店舗への用途変更及び小規模集落内への集落外からの居住を可能とするもの。	■市街化調整区域の更なる規制緩和についての検討 ⇒平成31年度までに、現行の規制緩和の効果測定を行いつつ、更なる規制緩和の必要性について検討します。	—	—	X	—	建築相談課
					■交通の利便性の高い地区の土地利用のあり方の検討 ⇒市街化調整区域の更なる規制緩和も含め交通の利便性の高い地区の土地利用のあり方について検討します。	—	—	X	—	建築相談課
		③都市間道路ネットワークの充実に向けた取組 ※施策の追加	○都市間道路ネットワークは、単に都市間の連絡や高速道路、空港、港湾などを連結するという役割だけではなく、津波などの大規模災害時における信頼性の高い避難ルート確保するという観点からも、その充実が必要です。米子一境港間を結ぶ国道431号については、「境港」の物流・人流拠点としての機能拡充、大型クルーズ船の寄港に伴う観光客の増加などに伴い、慢性的な交通渋滞が発生している状況であることから、更なる陸上輸送の効率化と安定した輸送ルートの確保に向けて、高規格道路としての整備が求められています。また、島根県東部や鳥取県西部地域と米子鬼太郎空港、境港をつなぐ道路整備については、本市と安来市で実施した費用便益分析によると、中海架橋を整備した場合の費用対効果は非常に高いという結果(B/C=1.7)が出ており、早期実現に向けて取り組む必要があります。	⇒都市間道路ネットワークの充実に向けて国等への要望を一層強化するとともに、当面は次に掲げる取組を行います。 ア 国に対し、米子一境港間を結ぶ高規格道路の整備に向けたあり方検討会の開催を求めています。 イ 鳥取県に対し、中海架橋の実現に向けた建設連絡協議会の開催を求めています。	—	—	X	—	建設企画課	

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度				関係課		
		施策	KPIの目標	Do	Check		Action			
				取組内容	KPIの実績	評価	見直し等の方向性			
II	5	④空家等対策計画の策定 ※施策の追加	○近年、人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、空き家が年々増加し、大きな社会問題となっています。平成25年住宅・土地統計調査(総務省)によると、本市の空き家総数は10,590戸で、このうち賃貸や売却用等以外の空き家は4,700戸と見込まれ、今後も空き家数は増加するものと予想されており、安全性、公衆衛生、景観など多岐にわたって地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。	⇒特定空家等の対策のみならず、空き家の発生抑制や適切な管理及び活用の促進など、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「空家等対策計画」を策定します。	■空家等対策計画の策定 ⇒平成30年度において、空家等対策計画を策定します。	—	—	X	—	住宅政策課
	6	①地域おこし協力隊によるSNS等を活用した情報発信	○本市は、全国からの観光客の誘致の推進や移住定住の促進に向けた各種の情報発信事業に取り組んでいますが、依然、全国的に本市の知名度は高いとは言えません。また、従来の情報発信の手法では、膨大な自治体情報の中から本市の情報に興味をもってもらうのは容易なことではなく、多大なコストも必要とします。このことから、SNS等を活用した新たな手法により、観光客の誘致の推進や移住定住の促進に向けた情報発信を強化する必要があります。	⇒国の「地域おこし協力隊制度」を活用し採用する隊員により、中心市街地に新設する情報発信拠点において、地域のポップカルチャーを推進し、活性化を図っている民間団体と一体となり、ポップカルチャーとSNSを活用した独自の情報発信事業を展開します。	■本市の魅力や特色ある取組等のPR動画の作成件数《累計》 ⇒平成29年度までに、12件	昨年引き続き、SNSとポップカルチャーを活用し、PR動画の作成及び首都圏等における活動を主とした情報発信に取り組んだ。SNSについては、新たにInstagramの活用も開始した。また、ドローンで撮影した映像を使った動画作成を行い、より質の高い動画作成に取り組んだ。	22件 【内訳】 平成29年度:12件 平成28年度:10件 平成27年度:6件	A	地域おこし協力隊員の任期が平成30年3月末で終了し、翌年度以降は新たな地域おこし協力隊を採用し、業務内容も変更となるため、平成29年度で終了。	観光課
		②ふるさと納税寄付者に対する観光イベントの情報発信	○本市のふるさと納税事業による寄付は、全国の自治体の中でもトップクラスの実績(平成26年度:約4万件・累積約7万8千件)があり、大きな情報発信力を持っていますが、これを最大限に活用する体制が構築されていません。ふるさと納税事業を活用し各種の情報発信事業に取り組むことで、本市の知名度アップと観光客の誘致につなげていく必要があります。	⇒ふるさと納税寄付者への情報発信の体制を構築し、観光・イベント情報を他の情報とともに積極的に発信します。また、県外のイベント等において、ふるさと納税の増加につながる情報発信に取り組み、ふるさと納税寄付者のサポーターとしての定着、本市への観光誘客促進を図ります。	■部門共同で作成・送付するパンフレット等の作成数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、4件	米子市周辺観光ガイド「米子ゆる旅」をふるさと納税寄付者への「市民体験パック」の中で配布した。	1件 【内訳】 平成29年度:実績なし 平成28年度:1件	C	今後も機会を捉えて、観光部門・ふるさと納税部門、その他関連部門とが一体となって行うイベント等においてPRを行うこととしている。	観光課
				■観光部門・ふるさと納税部門が共同で行うイベント等でのPR件数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、8件	県外のイベントにおいて、「米子ゆる旅」の配布を行うなどのPR活動を行った。	2件 【内訳】 平成29年度:実績なし 平成28年度:2件	C			観光課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度				関係課		
		施策	KPIの目標	Do	Check		Action			
				取組内容	KPIの実績	評価	見直し等の方向性			
II	6	③シティプロモーションの推進 ※施策の追加	○本市の認知度、魅力度の向上や市民の郷土への誇りや愛着心の醸成を図っていくためには、シティプロモーションの取組を推進し、本市の暮らしやすさや地域資源などを内外に積極的に情報発信する必要があります。	⇒担当組織体制を整備するとともに、庁内に若手職員を中心とするシティプロモーション推進チームを設置し、今後のシティプロモーションのあり方や事業アイデアについて検討を行い、シティプロモーション推進に関する方向性を決定するとともに、順次事業化を図ります。	■シティプロモーション推進に関する検討 ⇒早期にシティプロモーション推進に関する方向性を決定し、順次事業化を検討・実施します。	庁内にシティプロモーション推進チームを結成し、事業アイデアの検討や方向性について議論を行い、今後の推進に向けた提案を報告書としてとりまとめた。	平成29年9月に若手職員を中心とするシティプロモーション推進チームを庁内に設置し、シティプロモーションの今後の方向性について検討するとともに、動画やインスタグラムを活用した魅力発信プロジェクトの事業化を図った。	B	担当組織体制を整備し、シティプロモーション推進指針を策定するとともに、本市の魅力・資源の情報発信を本格的に展開することとしている。	秘書広報課
	7	①皆生温泉・周辺地域の活性化に向けたまちづくり ※施策の追加	○皆生温泉の宿泊客数は、団体旅行から個人旅行へのシフト、観光客の旅行先での目的の変化などにより、平成9年の71万人をピークに減少を続け、平成24年にはついに40万人を割り込む状況となっています。皆生温泉のにぎわいを取り戻し、その周辺地域を含めて活性化していくためには、まち歩きが楽しめる温泉街としての整備など中長期的な取組を検討する必要があります。このような状況の中、皆生温泉では、若手旅館経営者を中心に「皆生温泉まちづくり会議」が設立され、皆生温泉の将来像について検討する動きが出ており、今後は官民で一層連携し、皆生温泉のまちづくりに取り組んで行くことが求められます。	⇒観光客の多様なニーズに対応し、皆生温泉及び周辺地域を活性化するため、今後の皆生温泉のまちづくりについて検討します。	■皆生温泉のまちづくりについての検討 ⇒平成31年度までに、皆生温泉の具体的なまちづくりの方向性について「皆生温泉まちづくり会議」とも連携しながら検討を進めます。	—	—	X	—	観光課
		②コアな米子の魅力の発掘・発信	○近年、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行が注目されており、これまで観光資源として認識されていなかった地域固有の資源を活用した新たな切り口による付加価値の高い旅行商品を造成することが求められています。このような中で、種々の特定分野に対し強い関心を持つコアな層(マニア)は、魅力を感じたものに対して惜しみなく資金・時間をかける傾向にあるため、本市でも、既に米子市観光協会において「大人達の社会見学」を実施し、コアな層をターゲットにした取組が行われています。	⇒米子市観光協会が行う「大人達の社会見学」の充実を支援することにより、コアな米子の魅力の発掘・発信を図ります。	■米子市観光協会が実施する「大人達の社会見学」の事業数《年間》 ⇒平成28年度において、12事業(平成26年度:8事業)	—	12事業			観光課
				■米子市観光協会が実施する「大人達の社会見学」の参加者数《年間》 ⇒5年後(平成31年度)において、2,700人(平成26年度:890人) ※目標の上方修正	「大人たちの社会見学」の充実のため、平成28年度に作成したパンフレットを増刷し、周知に努めた。	2,048人 【参考】 平成28年度:2,105人 平成27年度:2,201人	B	引き続き、米子市観光協会が行う「大人達の社会見学」の充実を支援することにより、コアな米子の魅力の発掘・発信を図ることとしている。具体的には、平成28年度末に完成したパンフレットを活用し、更なる事業増を目指し、参加者の増加につなげる。	観光課	

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action		
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性		
II	7	③ふるさと納税寄付者に対する観光誘客促進(宿泊優待券など特典の新設等)	○本市のふるさと納税事業による寄付は、全国の自治体の中でもトップクラスの実績(平成26年度:約4万件・累積約7万8千件)があり、大きな情報発信力を持っていることから、ふるさと納税寄付者に対し、この情報発信力を最大限活用し、観光客の誘致につなげていく必要があります。	⇒観光関連団体や各種事業者の協力を得て、ふるさと納税事業において宿泊優待券など特典を新設し、また、共同のアピール事業、キャンペーン事業等を実施することにより、ふるさと納税・寄付者に対し、本市への観光誘客促進を図ります。	■ふるさと納税寄付者に対する観光誘客促進に向けた観光関連団体等の協力件数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、20件	大山開山1300年祭に向けた大山ブランド会のチラシにおいて、ふるさと納税のPRを掲載した。	2件 【内訳】 平成29年度:1件 平成28年度:1件	C	今後新たに共同のアピール事業を行う協力団体の獲得に努めることとしている。	観光課
		④農と食・ポップカルチャー秋の大文化祭の開催	○本市においては、様々な団体により各種のイベントが開催されていますが、連携が不十分であり、賑わいの創出や経済効果の面で、情報発信力や集客力に課題があります。このため、個々に開催されているイベントを同時多発的に一体的に開催することにより、情報発信力を高め、また、点のイベントから面のイベントへの変化をさせ、回遊性を高めることで、消費時間の延長や宿泊につなげ、観光産業(宿泊・飲食・輸送・土産物など)の活性化を図る必要があります。	⇒ポップカルチャーの総合イベントである「ヨナゴワンダー!」と「農と食のイベント」との共同による「農と食・ポップカルチャー秋の大文化祭」の開催に取り組みます。その後、年次的に、他の各種イベントとも共同開催を進めることにより、将来的に県西部圏域での秋の最大イベント化を目指します。	■秋の大文化祭総来場者数 ⇒5年後(平成31年度)において、10万人	秋に行われるイベントのガイドブックを作成し、自治連合会の協力のもと冊子を全戸配布していただき、イベントの周知を行い、農と食のフェスタと米子映画事変等の開催を支援した。また、同時期に「ヨナゴワンダー!の一環として「よなご歩き愛です」を開催した。この他、「宝くじスポーツフェア ドリームサッカーinよなご」を開催した。	64,470人(内訳) 農と食のフェスタ:40,000人 米子映画事変:18,523人 よなご歩き愛です:132人 市民大茶会:2,208人 ドリームサッカー:3,600人 【参考】 平成28年度:97,192人 平成27年度:92,100人	C	来年度は、大山開山1300年祭のクロージングイベントとして、この時期に集中するイベントが位置付けられていることから、これに協調して広報、イベント開催につとめることとしている。	観光課
		⑤メディア芸術の活用推進 ※平成29年度限り計画中止(鳥取県屋外広告物条例の規制等により、今後の施策展開が困難であるため。)	○平成24年の「まんが王国とっとり建国」を契機に、民間事業者によるポップカルチャーを活用した商業化の取組が進められ、また、高校生による「街中アート」を地域づくりに活用する地域も見受けられます。このような中で、本市のまちづくりの一環、あるいは高校生など若い世代への表現の場の提供として、メディア芸術(アート・アニメーション・マンガ・エンターテインメント等)の活用を推進する取組の必要性が高まっています。	⇒電柱アートによるアワードを創設し、全国の高校生への公募により優秀作品を選び、表彰するとともに、これを電柱アートとして制作します。これを通じて、メディア芸術の市民への浸透を図るとともに、壁画アートなどへの発展と芸術大学等との連携を模索しつつ、アワード受賞者や作品制作者等にとっての第二の故郷「メディア芸術CITYヨナゴ」としての文化の創造を目指すことにより、観光誘客にもつなげます。	■電柱アート本数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、40本 ■壁画アート件数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、3件	法勝寺商店街及び元町通りに公募によって選ばれたイラストを電柱に設置した。	11本 【内訳】 平成29年度:7本 平成28年度:4本	C	平成29年度をもって計画中止。	観光課
		⑥コンベンションの誘致の推進	○コンベンション開催による経済波及効果は非常に大きいため、全国各地にコンベンション施設や誘致組織が整備されています。これにより、開催地の誘致競争は激化しており、本市が、各種の大会・会議等の開催地として選択されるためには、良質なサービス、街の魅力、利便性などの向上が求められています。	⇒引き続き、受入態勢の整備・充実、コンベンション誘致活動の支援、アフターコンベンションの充実に取り組みます。また、本市へのコンベンション参加者をリピーターとしていくため、心こもった歓待やサービスなど「おもてなし」の向上に努めます。	■コンベンションの誘致件数《年間》 ⇒5年後(平成31年度)において、131件(平成26年度:87件) ■コンベンション参加者数《年間》 ⇒5年後(平成31年度)において、3万5千人(平成26年度:26,818人)	受入態勢の整備・充実として、コンベンション主催者への開催支援、コンベンションビューローの運営に対する支援を行った。また、コンベンション誘致活動の支援として、誘致会議への参加、観光パンフレットの提供、会議会場での観光案内などを行った。	117件 【参考】 平成28年度:131件 平成27年度:121件	B	会議・大会等は、毎年定例の開催ではないため、年によって偏りが出るが、継続した誘致活動が重要であるため、引き続き、公益財団法人とっとりコンベンションビューローへの支援を積極的に行うこととしている。	観光課
							20,599人 【参考】 平成28年度:31,124人 平成27年度:27,183人	C		観光課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度				関係課		
		施策	KPIの目標	Do	Check		Action			
				取組内容	KPIの実績	評価	見直し等の方向性			
II	8	①外国人観光客の誘致促進	○国が、2020年の外国人観光客4千万人の誘客を目指して積極的に事業展開している中、県西部圏域では、米子鬼太郎空港の国際定期便や国際チャーター便、定期貨客船DBSクルーズフェリーの就航、大型クルーズ客船の寄港により、訪日外国人観光客を本市に誘客する好機を迎えており、この機会を経済効果として有効に活用することが求められています。	⇒引き続き、県・市町村の枠組みを越えた広域的な観光エリアとして情報発信するとともに、市内における「免税店」や「銀聯カード」の使用できる店舗の拡大に取り組まします。 ※「銀聯(ぎんれん/ぎんれい)カード」は、中国の金融機関の連合組織「銀聯」が発行するキャッシュカード・クレジットカード。	■免税店舗数 ⇒5年後(平成31年度)において、36店舗(平成26年度:18店舗)	市内における「免税店」や「銀聯カード」を使用できる店舗の拡大に向け、県・市町村の枠組みを越えた広域的な観光エリアとして情報発信に努めた。	28店舗 【参考】 平成28年度:27店舗 平成27年度:25店舗	A	県・市町村の枠組みを越えた広域的な観光エリアとして情報発信するとともに、県や民間事業者と連携して、市内における免税店やアリペイを使用できる店舗の拡大に取り組むこととしている。	観光課
	②外国人を受け入れる地域国際化の推進	○本市には、1,000人を超える外国人が在住しており、また、米子鬼太郎空港の国際定期便や国際チャーター便、DBSクルーズフェリーの就航、大型クルーズ客船の寄航により、訪日外国人観光客も増加しています。このことから、今後、市民が外国人に接する機会も多くなるため、外国人にとって暮らしやすい環境づくりや訪日外国人観光客をおもてなしする市民意識の醸成を図るなど、外国人を受け入れる地域国際化の推進が必要です。	⇒外国人を受け入れる地域国際化の推進のため、在住外国人や諸外国との交流を進める市民団体と協働(実行委員会方式)で市民と在住外国人との交流イベント「よなご国際交流フェスティバル」を開催します。また、これを通じて市民団体とのネットワークの構築を図りつつ、そのネットワークを活用して、市民に対する地域国際化の意識啓発につなげます。	■よなご国際交流フェスティバル実行委員会への参加団体数 ⇒5年後(平成31年度)において、24団体	よなご国際交流フェスティバル2017の開催に向けて実行委員会(参加団体 32団体)で取り組んだ。開催日当日は台風の影響により中止した。 ・参加予定団体:32団体 ・開催予定日:平成29年9月17日(日) ・予定会場:米子市文化ホール ・予定内容:ステージパフォーマンス、ワールドレストラン、活動紹介・パネル展示、その他体験型コーナーなど	開催当日、台風の影響により中止した。	X	引き続き、地域の国際化を推進するため、在住外国人や諸外国との交流を進める市民団体と協働(実行委員会方式)・連携するとともに、新たな在住外国人グループや国際交流団体に参加してもらえよう、イベントの周知に努めることとしている。	地域振興課	
	③国際交流員による「おもてなし中国語・韓国語講座」の開催	○米子鬼太郎空港の国際定期便や国際チャーター便、DBSクルーズフェリーの就航、大型クルーズ客船の寄航により、訪日外国人観光客が増加しており、外国語会話により訪日外国人観光客をおもてなしするボランティアの養成が必要です。	⇒外国語会話により訪日外国人観光客をおもてなしするボランティアの養成に資するため、本市国際交流員により、「おもてなし中国語講座」及び「おもてなし韓国語講座」を開催します。	■おもてなし中国語・韓国語講座の受講者数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、400人	国際交流員による「おもてなし中国語・韓国語講座」を次のとおり開催し、外国人観光客のおもてなしを想定した会話練習や山陰インバウンド機構の取組みについての紹介などを行った。 ①おもてなし中国語講座 ・日程:H29.10.25~H30.01.24(昼・夜の2部制) ・募集人員:各部20人 ②おもてなし韓国語講座 ・日程:H29.12.04~H30.02.26(昼・夜の2部制) ・募集人員:各部20人	211人 【内訳】 平成29年度:60人 平成28年度:71人 平成27年度:80人 (参考)H29 おもてなし中国語講座 講座回数:10回 昼の部:12人 夜の部:17人 おもてなし韓国語講座 講座回数:10回 昼の部:13人 夜の部:18	B	引き続き、おもてなし講座を開催予定としているが、初年度以降受講者が減少していることから、受講生募集においては従来通りの広報先だけではなく、新たな広報先を模索し、周知を図ることとしている。	地域振興課	

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action		
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性		
II	9	①米子城跡の保存・活用・整備と魅力発信 ※施策の追加	○米子城跡は、郷土の歴史を理解する上で欠かすことのできない歴史遺産です。米子城跡を確実に保存・管理し、後世に継承するとともに、その活用を図っていくことには大きな意義があります。このため、より多くの人に米子城跡に来ていただき、その価値や魅力について理解を深めていただけるよう情報発信及び整備を図る必要があります。	⇒平成29年3月に策定した「史跡米子城跡保存活用計画」を指針に今後の保存、整備に必要な整備基本計画を策定し、樹木管理、園路整備等を適切に実施するとともに、「米子城 魅せる！プロジェクト」を展開することにより、城跡と城下町エリア(下町)等のPR及び魅力発信の取組を継続的に実施します。	■「史跡米子城跡保存活用計画」を指針とした整備基本計画の策定 ⇒平成30年度までに、整備基本計画を策定します。	史跡米子城跡の計画的な保存・整備を行うために必要となる整備基本計画の策定を平成30年度に計画しており、そのために各地の城跡の整備状況の把握を行うとともに、策定に向けた一般市民参加のワークショップを2回開催した。さらに、整備基本計画の策定に資するための整備検討委員会を組織、設置し、委員会を1回開催し、委員による現地視察を行い、整備基本計画策定に向けた意見聴取を行った。	—		できるだけ早い段階で整備基本計画の原案を作成し、パブリックコメントの聴取等を行い、整備基本計画の策定を行い、平成31年度以降の整備事業に向けた取り組みを進めることとしている。	文化振興課
					■「米子城 魅せる！プロジェクト」のイベント参加者数《累計》 ⇒平成31年度において、6,500人(平成28年度:1,886人)	城跡の持つ魅力や価値を幅広く周知するために、シンポジウム、現地見学会、ライトアップなどを実施し、市報、市ホームページ、ガイドマップ(20,000部)の作成・配布等で情報発信に努めた。 ・城下町がつつりウォーク 50名参加・発掘調査現地説明会 120名参加・天守除草 ①20名参加・天守除草 ②30名参加・写真コンテスト応募39人 108点・スタンプラリーⅡ 30名参加・ワークショップ第1回城跡コース 16名参加・天守除草③30名参加・ライトアップ(天守、二の丸高石垣など)・石垣で魅せる！山陰三城跡シンポジウム「米子城、鳥取城、月山富田城」500名参加・城山全域現地ウォーク 110名参加・ワークショップ第2回城下町コース21名参加・2018新年明けまして米子城！ 400名参加・写真コンテスト応募作品の表彰・作品展示(市役所本庁)	1,079人	B	史跡米子城跡の保護と活用を推進するためには、米子城跡の魅力に触れる機会を増やしていくことが重要であり、今後も継続してソフト事業の取り組みを継続して行うこととしている。また、さまざまな視点からの多様なソフト事業メニューを企画し提供することとしている。	文化振興課
		②淀江地区の歴史・文化を活かした地域づくり ※施策の追加	○淀江地区には、国指定文化財石馬、上淀廃寺跡、向山古墳群、妻木晩田遺跡などの史跡や名水百選「天の真名井」、因伯の名水「本宮の泉」に代表される清らかな湧水、日吉神社神幸神事、淀江さんご節、よどえ和傘等の伝統文化があります。これらの地域資源を活用し、魅力を情報発信するため、観光・文化施設として白鳳の里、淀江ゆめ温泉、伯耆古代の丘公園、上淀白鳳の丘展示館、淀江どんぐり村などが整備されていますが、施設の老朽化、観光客の価値観やニーズの多様化などにより、これらの施設の利用者は年々減少しています。淀江地区の活性化のためには、特色ある史跡、観光・文化施設などの地域資源を連携させた観光ルートづくりや魅力発信により、歴史・文化を活かした地域づくりを推進する必要があります。	⇒淀江振興本部を設置し、淀江地区の特色ある史跡、観光・文化施設などの地域資源を活かした地域づくりを推進するため、課題等を整理し、淀江地区の振興策について検討します。	■淀江地区の地域振興策についての検討 ⇒平成30年4月に淀江振興本部を設置し、淀江地区の振興策を検討します。	淀江振興本部の設立準備を行うための、現状を認識し課題を抽出するための内部組織を立ち上げ、将来的な方向性を検討した。	淀江振興本部の設置(平成30年4月)	B	淀江振興本部において、淀江地区の振興策を検討を行うこととしている。	淀江振興課

政策分野	施策分野	Plan			平成29年度				関係課	
		施策	KPIの目標	Do 取組内容	Check		Action 見直し等の方向性			
					KPIの実績	評価				
II	10	①自転車の活用の推進に関する市内研究会の設置	○本市は、「国内ドライブアスロンの発祥地」である皆生温泉を有し、また、「ジャパンエコトラック」認定第1号ルートであるシー・トゥー・サミットルート(境港～皆生～大山)が運用され、さらには、中海サイクリングロード、白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコースやコグステーション(皆生温泉などに設置された自転車ステーション)もあるなど、環境面はもとより、スポーツや観光面で、あるいは健康づくりに自転車を活用していく素地があることから、自転車の活用の推進を視点にしたまちづくりが求められています。 ※「ジャパンエコトラック」は、サイクリングを主としたアクティビティ(旅先での遊び)を楽しみ、周遊しながら地域の観光資源を満喫するジャパンエコトラック推進協議会が認定するルート。	⇒自転車の活用の推進を視点にしたまちづくりに関し研究するため、市内に研究会を設置します。	■自転車の活用の推進を視点にしたまちづくりの研究 ⇒平成29年度までに一定の研究成果を得ます。	本市の自転車活用施策の現状、他都市の自転車活用施策の先進事例、自転車の活用の推進を視点にしたまちづくりについての提案などを報告書としてとりまとめた。	研究結果報告書の作成	A	今後は、研究結果報告書を参考としながら、「自転車の活用の推進を視点にしたまちづくり」の検討・推進については、スポーツ振興課を中心とした体制で取り組むこととしている。	総合政策課
III	1	①結婚・妊娠・出産・子育てに係る総合的学習機会の提供(ウェブ版ヨネギーズ赤ちゃんファミリー応援大学)	○結婚・妊娠・出産・子育てを自分の事として具体的なイメージができていないため、漠然とした不安を持つ者が少なくありません。このような不安を解消し、結婚や出産への前向きな取組を促すことが、未婚化・晩婚化などによる少子化の抑制の観点からも重要になっています。	⇒結婚・妊娠・出産・子育てに係る総合的学習機会を提供するため、平成26年度に実施した講演会「ヨネギーズ赤ちゃんファミリー応援大学」の内容を「ウェブ版ヨネギーズ赤ちゃんファミリー応援大学」として市ホームページに掲載するとともに、冊子も作成して配布することで、その情報の活用を促進します。	■ヨネギーズ赤ちゃんファミリー応援大学冊子配布部数(累計) ⇒5年後(平成31年度)までに、1,500部	平成26年度に開催した「ヨネギーズファミリー応援大学」の全10回の講座の概要を一冊にまとめた冊子「結婚から子育て応援ブック」を高校生向けのブレマタニティスクール等で配布し、若い世代を中心に、結婚・妊娠・出産に対する具体的なイメージを持ってもらえるように情報提供を行った。	507部 【内訳】 平成29年度:387部 平成28年度:120部	C	配布先を広げて、配布数を増やすことで、更に多くの若い世代に、結婚・妊娠・出産に関する情報提供を行い、結婚・妊娠・出産に前向きな機運の醸成を図っていくこととしている。なお、平成30年度は、高校、地元企業、市窓口で配布することとしている。 ※当該事業は、冊子がなくなった段階で、終了する計画である。	健康対策課
		②こども総合相談窓口(総合的な相談支援体制)の設置 ※施策の追加	○近年、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てが孤立化し、子育て家庭の子育てに対する不安感や負担感が深刻化する中で、保育所等における保育サービスの充実のみならず、児童の発達支援や在宅での子育て支援などを含め、総合的な子育て支援の充実が求められています。とりわけ、妊産婦や保護者の不安感に対しては、専門職員によるきめ細かな相談支援も必要となります。このような子育て家庭の多様なニーズに対応するためには、支援に必要な情報を一元的に管理し、関係部署・関係機関で情報共有しながら、継続的かつ包括的な相談支援を提供できる体制の整備が必要です。	⇒子育て世代包括支援センターの役割を担い、また、児童の発達支援や在宅での子育て支援などに対応する総合的な相談支援体制として、こども総合相談窓口を設置し、すべての妊産婦、乳幼児及び児童とその保護者を対象として、切れ目のない支援を提供します。	■総合的な相談支援体制の整備 ⇒平成30年度において、こども総合相談窓口を設置します。	平成30年4月にこども総合相談窓口を設置した。	こども総合相談窓口の設置	A	※目標達成	福祉政策課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check					
				取組内容	KPIの実績	評価		Action 見直し等の方向性		
Ⅲ	1	③若年者に対する結婚への意識の醸成	○ライフスタイルの変化や経済的な事由等により、若い世代の未婚化・晩婚化及びこれに伴う晩産化が進行しており、これらが少子化の要因ともなっています。このため、若年者に対し、結婚に伴う必要な知識や意識の向上を図ることが必要です。	⇒若年者に対し、結婚や出産、子育てに関する知識やライフデザインの構築に資する適切な情報を提供するためセミナーを開催し、その結婚への意識の醸成を図ります。	■結婚等に関するセミナーへの参加者数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、300人	平成29年10月に「アイマスクDE恋活」および、ワークライフバランス推進月間記念イベントとして「ライフプランセミナー」を開催した。	41人 【内訳】 平成29年度:20人(男性12人、女性8人) 平成28年度:21人(男性10人、女性11人)	C	結婚することが当たり前ではなくなった今日多様化したライフスタイルを踏まえ、行政としてどこまで婚活を進めていくべきかを検討することとしている。また、より多くのノウハウを持つ民間事業者との協力のあり方を含め、限られた財源のなかでより大きな成果を得るための仕組みを併せて検討することとしている。	総合政策課
		④結婚を希望する若者への出会いの場の提供	○中海・宍道湖・大山圏域の構成市町村とNPO等の共同で婚活イベントを開催していますが、結婚を希望する若者がより多く参加し、結婚の希望が叶うよう、さらに多くの出会いの場を提供する必要があります。	⇒引き続き、中海・宍道湖・大山圏域の婚活イベントを実施するとともに、加えて市内の結婚を支援するNPO等が開催する婚活イベントへの助成等を行うことにより、さらに多様な出会いの場を創出します。	■婚活イベントへの参加者数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、500人	中海・宍道湖・大山圏域出会いの場づくり事業実行委員会において、婚活イベント「Un-PAku meeting 2017」を実施した。参加者のうち、2組が交際中(平成29年12月時点)である。 ①米子会場(平成29年10月8日)参加者:61人、 ②松江会場(平成29年10月1日)参加者:90人	266人 【内訳】 平成29年度:151人 平成28年度:47人 平成27年度:68人	B	中海・宍道湖・大山圏域の構成市町村と協力し、圏域を盛り上げていくことは継続するものの、結婚することが当たり前ではなくなった今日多様化したライフスタイルを踏まえ、行政としてどこまで婚活を進めていくべきかを検討する。また、より多くのノウハウを持つ民間事業者との協力のあり方を含め、限られた財源のなかでより大きな成果を得るための仕組みを併せて検討する。	総合政策課
	2	①多子世帯等に対する保育料の無償化	○我が国の少子化は、未婚化・晩婚化の進行、子育て世帯の経済的な負担感による出生数の低下のほか、その他様々な要因が絡み合っており、国立社会保障・人口問題研究所の2010年の調査によれば、理想の子どもの数が2人と答えた夫婦の割合は約50%、3人は約40%、4人以上は約5%、1人は約4%となっており、半数近くが3人以上の子どもを持つことを望んでいます。しかし、3人以上の子どもを持つことは、子育て、教育など様々な面で経済的な負担が大きくなり、そのことが第3子以降の子どもを持たない最大の理由となっており、多子世帯に一層の配慮を行い、3人以上の子どもが持てる環境を整備する必要のあるとの考えが、国の少子化対策大綱において示されています。	⇒子育て世帯への経済的支援の一環として、第3子以降の子どもに係る保育料の無償化及び第2子の子どもに係る保育料の一部無償化(低所得世帯・第1子同時在園の場合)を行います。	■保育料の無償化の対象となった第3子以降の子どもの数(無償化実施時) ⇒平成27年9月(無償化実施時)において、882人(実施後、当面継続)	—	平成27年9月制度化 (参考) 平成29年度:920人 平成28年度:1,155人	(参考) 引き続き、子育て世帯への経済的支援の一環として取り組むこととしている。	子育て支援課	
				■保育料の無償化の対象となった第2子の子どもの数(無償化実施時) ⇒平成28年4月(無償化実施時)において、185人(実施後、当面継続)	—	平成28年4月制度化 (参考) 平成29年度:321人 平成28年度:278人	(参考) 引き続き、子育て世帯への経済的支援の一環として取り組むこととしている。	子育て支援課		
		②小児特別医療費助成に係る対象年齢の拡大	○子育て世帯の経済環境の問題は、少子化の要因の一つと言われており、少子化対策として、子育て世帯への経済的支援が求められています。本市では、子どもが安心して医療を受けられるよう子育て世帯を経済的に支援する小児特別医療費助成を実施していますが、その対象は中学生までとなっています。	⇒子育て世帯への経済的支援の一環として、小児特別医療費助成に係る対象年齢を18歳(現行15歳)まで拡大します。	■小児特別医療費助成対象者数(対象年齢拡大分) ⇒平成28年度(対象年齢拡大時)において、4,500人(実施後、当面継続)	—	平成28年4月制度化	(参考) 引き続き、子育て世帯への経済的支援の一環として取り組むこととしている。	生活年金課	

政策分野	施策分野	Plan			平成29年度				関係課
		施策	KPIの目標	Do 取組内容	Check		Action 見直し等の方向性		
					KPIの実績	評価			
Ⅲ	3	①保育所等の待機児童解消のための受入れ人数の拡大 ○本市の保育所等では、年度当初において総定員の上で待機する児童は発生してはいませんが、その後の出生や母の育児休業からの復帰などにより、年度中途において待機児童が発生(平成26年10月:63人)しています。他方、総定員の上での待機児童に位置付けされないものの、保護者の保育所等の選択希望が供給にそぐわず、結果として自宅において保育されている潜在的な需要(平成27年3月:216人)も発生しています。	⇒保育所等の待機児童解消のため、子ども子育て支援事業計画に基づき、受入れ人数の拡大(潜在的な需要に対するものを含む。)を図ります。また、引き続き、保護者の保育所等の選択希望への調整を図ります。	■認定子ども園・保育所などの受入れ人数 ⇒5年後(平成31年度)において、2,233人(平成27年度見込み:2,017人) ※当該人数は、教育・保育施設及び地域型保育事業(家庭的保育事業)における3号認定(子どもが満3歳未満で保育を希望する場合)の子どもの受入れ人数。	低年齢児の受け入れ数を拡大し、平成29年度に172人分の定員増を図った。 (参考)平成29年10月待機児童:45人	2,073人(定員数)※実入所者数:2,133人 【参考】平成28年度:1,901人(定員数)平成27年度:1,910人(定員数)	A	引き続き、保育所等の待機児童解消に向け取り組むこととしている。	子育て支援課
		②放課後児童クラブの待機児童解消のための受入れ人数の拡大 ○放課後児童健全育成事業における放課後児童クラブに関するニーズ調査等(潜在ニーズを含む。)によると、必要な定員の総数に対し供給が不足し、待機児童が発生しています。(平成27年度見込み:需要2,284人に対し、供給の不足854人)また、市の施設である「なかよし学級」においても、入級できない児童があります。	⇒放課後児童クラブの待機児童解消のため、子ども子育て支援事業計画に基づき、受入れ人数の拡大(潜在的な需要に対するものを含む。)を図ります。	■放課後児童クラブの受入れ人数 ⇒5年後(平成31年度)において、2,260人(平成27年度見込み:1,430人)	民間放課後児童クラブは、1クラブ閉所したが、4クラブ拡張・新規開設し、淀江なかよし学級を1クラス増やし、定員増を図った。	1,696人(定員数)※実利用者数:1,436人 【参考】平成28年度:1,545人(定員数)平成27年度:1,545人(定員数)	B	引き続き、放課後児童クラブの待機児童解消に向け取り組むこととしている。	子育て支援課
		③病児・病後児保育の推進 ○病中又は病気回復期の子どもについて、保護者の勤務の都合により家庭での保育が困難な場合に、医療機関等に併設した施設で一時的に保育等を実施する病児・病後児保育に関するニーズ調査(潜在ニーズを含む。)によると、必要な定員の総数に対し供給が不足しています。(平成27年度見込み:需要16,164人に対し、供給の不足3,347人)	⇒子ども子育て支援事業計画に基づき、病児・病後児保育事業を実施する医療機関等の増加(潜在的な需要に対するものを含む。)を図ります。	■病児・病後児保育事業の実施箇所数 ⇒5年後(平成31年度)において、5箇所(平成26年度:2箇所)	平成28年度と同様に3箇所事業実施した。また、広域利用を開始した。(日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、江府町)	3箇所 【参考】平成28年度:3箇所平成27年度:3箇所	B	施設数の増加、受入れ定員数の増加に向けた検討を行うこととしている。	子育て支援課
		④保育の質の向上を図る私立保育所等への支援 ○私立保育所等には、保育の質の向上を図るため、国が定める児童福祉施設等の最低基準を超えて、保育士の加配や保育環境の整備が求められています。私立保育所等における保育の質の向上を促進するためには、運営費の補助による行政支援が求められています。	⇒保育士の加配(障がい児保育・乳児保育・1歳児保育に係るもの)や保育環境の整備を行う私立保育所等に対して運営費を補助します。	■最低基準に対し職員を加配した私立保育所等の割合 ⇒5年後(平成31年度)においても、100%(平成26年度:100%)	平成28年度と同様に、国が定める最低基準を超えて職員を配置する等、保育士の加配や保育環境の整備に取り組む私立保育所及び認定こども園に対するの補助を行った。(私立保育所26園、認定こども園5園)	96% 【参考】平成28年度:96%平成27年度:96%	B	子ども・子育て支援新制度移行後3年を経過し、現場実態や保育ニーズを踏まえ、見直しを検討。平成30年度以降は一時預かり事業、障がい児保育事業に対して手厚く補助することとしている。	子育て支援課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action		
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性		
Ⅲ	4	①乳幼児健診の受診促進	○乳幼児の健康と安全を守ることは、少子化の抑制、地域社会を担う将来世代の育成を図る観点でも重要になっていますが、集団乳幼児健診（6か月児、1歳6か月児、3歳児）の受診率は、近年ほぼ横ばいであり、100%には至っていません。未受診の乳幼児については、未受診の理由や乳幼児の状態が確認できない場合も存在し、その中には、虐待リスクが心配されるケースもあります。また、核家族化等により、近年の保護者は育児不安や孤立感を抱えることが多く、相談相手がいない保護者も増えていることから、健診時を利用し、保護者の心配事について相談の機会を提供することも求められています。	⇒引き続き、乳幼児健診の受診促進を図るため、健診時において、保護者の心配事について相談することができる機会を積極的に提供するとともに、次回受診のPRを行います。なお、未受診の乳幼児については、その状況把握のため、引き続き、アンケートを実施するとともに、新たに、訪問や電話連絡による状況把握も行います。	■6か月児健康診査の受診率 ⇒5年後(平成31年度)において、100%(平成26年度:98.0%)	平成29年度は対象者1340人に対して受診者は1322人。受診率は98.7%。未受診者へはハガキによる受診勧奨を実施。2か月未受診の場合は地区の担当保健師へ訪問の依頼。保健師は電話、手紙、訪問などで全件把握に努めた。	98.7% 【参考】 平成28年度:99.2% 平成27年度:97.7%	B	健診の未受診者へは地区の担当保健師が家庭訪問や電話連絡等で受診勧奨を行うとともに、家庭状況や児の発達状況の把握に努めた。支援者により支援内容に偏りが出ないように平成30年度より未受診者の対応のためのフローチャートを作成し導入することとしている。	健康対策課
					■1歳6か月児健康診査の受診率 ⇒5年後(平成31年度)において、100%(平成26年度:98.1%)	対象1318人に対して受診が1305人で受診率は98.7%。未受診者にはアンケート送付の後に地区担当保健師が電話、手紙、訪問などで全数把握に努めた。結果、未把握3件であった。	99% 【参考】 平成28年度:99.2% 平成27年度:97.1%	B	健診未受診者へは家庭訪問、電話連絡等で受診勧奨を行ったが、未把握が0件には至らなかったため、引き続き受診勧奨に努めることとしている。また、今年度よりフロー図の導入し、未受診者の対応方法の共通理解と強化を図ることとしている。	健康対策課
					■3歳児健康診査の受診率 ⇒5年後(平成31年度)において、100%(平成26年度:98.0%)	対象1318人に対して受診が1305人で受診率は98.7%。未受診者にはアンケート送付の後に地区担当保健師が電話、手紙、訪問などで全数把握に努めた。結果、未把握3件であった。	98.7% 【参考】 平成28年度:99.0% 平成27年度:97.8%	B	健診未受診者へは家庭訪問、電話連絡等で受診勧奨を行ったが、未把握が0件には至らなかったため、引き続き受診勧奨に努めることとしている。また、未受診者の実情把握や支援方法の見直しをし、今年度よりフロー図を作成し、対応方法の共通理解と強化を図った。	健康対策課
					②地域での育児支援の充実	○核家族化等により、家庭での育児力が低下し、育児不安や育児負担を感じている親、あるいは、地域でのつながりが希薄になる中で身近に相談者がおらず、孤立している親もいます。この中には、虐待につながる危険がある家庭もあります。このため、地域での育児支援を充実していく必要性があります。	⇒引き続き、「マタニティ&ベビー相談」、「赤ちゃんすくすく相談」の実施により、育児不安、育児負担の軽減を図ります。また、新たに各地区への出前相談も実施します。	■マタニティ&ベビー相談、赤ちゃんすくすく相談の参加者数《年間》 ⇒5年後(平成31年度)において、1,300人(平成26年度:1,119人)	育児不安、育児負担の軽減を図るため、次のとおり育児支援を実施した。 ①マタニティ&ベビー相談 ・月～金(平日)午後1時半～4時 ・内容:妊娠中の心配事、おっぱいについて、赤ちゃんの相談など ②赤ちゃんすくすく相談 ・毎月1回、午前9時～12時 ・内容:身体測定、おっぱい相談、栄養相談、歯科相談、育児相談 ③子育て支援センター(出前相談) ・内容:離乳食や幼児食の栄養相談	1,353人(内訳) 「マタニティ&ベビー相談」 ・来所相談:409人 ・電話相談:218人 「赤ちゃんすくすく相談」 ・相談者数:726人 【参考】 平成28年度:1,243人 平成27年度:1,187人

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action		
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性		
Ⅲ	4	③発達障がいに関するグレーゾーンの子の親に対する支援(ペアレントトレーニング)	○近年、保育所や教育の場で、発達障がいに関するグレーゾーンの子(集団での過ごし方や感情・行動のコントロールが不得手、親の言葉に注目しにくい等、発達上の偏りを持つ子)が急激に増えています。このような中で、年齢に応じた正常な発達・発育を理解していない親がおり、対応が遅れるケースがあります。また、何となく子育てしにくい、意思疎通がしにくい、どのように対応してよいのか分からないという不安や戸惑いを感じている親も少なくありません。これらのことから、二次障害(二次的な障がい、自己評価の低下やうつ病、ひきこもり等)の予防という観点から、早期に支援を開始することが重要になっています。	⇒診断結果がでていないグレーゾーンの状態から親の気づきを促し、支援を受けられ、親への支援を通して子の成長を促すため、ペアレントトレーニングを実施します。さらに、親への子の正常な発達・発育の啓発や親の気づきを促すため、また、心を育てる上手な関わり方などの情報提供のため、親育て講演会を実施します。	■ペアレントトレーニングの参加者数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、80組	3歳～6歳までの未就学児の保護者のうち発達に気になる保護者や子育てに困り感のある保護者を対象にグループワークを通して子育てが楽しくラクになるような対応を仲間と一緒に学ぶ教室を実施した。 ・1クール(5回シリーズ)×2回 ・スタッフ:保健師、保育士、発達支援員、臨床心理士、ペアレントメンター等 また平成28年度H29年度の講座参加者に周知を行い、同窓会と称してフォロー教室を実施した(1回)	46組 【内訳】 平成29年度:18組 (参考) ・1クール 参加者11組 ・2クール 参加者7組 ⇒延べ18組 ・同窓会 参加者7組 平成28年度:28組	A	引き続き、子育てに困難を感じる保護者を対象とし、子育ての「コツ」「ワザ」を習得する機会を設けることで、今より楽しい子育てをすることができるように教室を実施していくこととしている。 また、これまでの講座修了生を対象にしたフォロー教室を引き続き実施し、参加者同士の関わりや場としていくこととし、周知については、分かりやすく写真やイラストを用いて参加者が講座についてイメージしやすいようにしていくこととしている。	健康対策課
		④発達障がいへの切れ目のない支援に向けた取組	○近年、保育所、幼稚園や教育の場で、集団での過ごし方や感情・行動のコントロールが不得手、親の言葉に注目しにくい等、発達が気になる子どもが増えてきています。このような中で、本市の発達障がいへの支援の状況については、専門家等により、5歳児健診の受診機会や相談機会の希薄さ、乳幼児、小中学生、高校生、高校卒業後の各時期における市・県の行政間及び市の担当部局間での縦割りの弊害、また、医師、看護師のほか専門職のマンパワー不足により、発達障がいへの切れ目のない支援が十分でない指摘されています。	発達障がいへの切れ目のない支援に向け、専門相談センターの設置など一元的な相談体制の構築、幼児期から就学期・青年期への継続的な支援、全ての5歳児を対象にした健診の実施など必要な取組を行います。	■発達障がいへの切れ目のない支援に向けた専門相談センターの設置 ⇒平成30年度において、発達障がいへの切れ目のない支援を含む、総合的な相談支援体制の整備として、こども総合相談窓口を設置します。 ※目標達成時期の明確化	福祉政策課を中心に、発達障がい支援検討会(学校教育課、障がい者支援課、こども未来課、健康対策課)を開催し、5歳児健診の具体的な実施方法、発達障がい等への切れ目のない総合的な支援のため、こども総合相談窓口の設置に向けての検討を行った。	こども総合相談窓口の設置(平成30年4月)	A	※目達成済	福祉政策課
		①特定不妊治療等に係る費用の助成	○不妊治療技術の向上と特定不妊治療に対する社会的認知の高まりに伴い、不妊治療を受ける夫婦が増えていますが、特定不妊治療は、保険診療ではないため多額の費用(1回数十万円)を必要とし、経済的に妊娠をあきらめざるを得ない夫婦もあります。特定不妊治療への経済的支援としては、国が定める基準の回数(初回40歳未満は計6回、初回43歳未満は計3回)までは、国・県・市の助成があり、同回数を超えた回数については、県の助成があるものの、なお経済的負担は大きなものとなっています。	⇒不妊治療を選択、希望する夫婦の経済的負担をさらに軽減するため、国が定める基準の回数を超えた回数について、市の助成を上乗せします。	■特定不妊治療単市助成の件数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、150件 ※現行の市助成の件数(国が定める基準の回数までのもの)は、平成26年度において、特定不妊治療が240件、人工授精が145件。	国が定める基準の回数を超えた回数について、市の助成を上乗せして実施した。	170件 【内訳】 平成29年度:62件 (参考) 平成29年度全体のデータ ・特定不妊治療:269件 ・人工授精:273件 平成28年度:80件 平成27年度:28件	A	引き続き、市の広報・ホームページ、チラシ等を活用し、市の助成制度について広く周知を図っていくこととしている。	健康対策課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action		
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性		
Ⅲ	5	②妊婦健診の受診促進	○妊婦健診(妊婦健康診査)は、妊婦と胎児の健康を守り、無事に出産を迎えるために引き続き必要であり、少子化の抑制の観点からも重要となっていますが、妊婦健診の受診率は、一部の妊婦において、その重要性の理解不足からか未受診の者があり、100%に至っていません。	⇒引き続き、妊婦健診の受診促進を図るため、母子手帳交付時やマタニティスクールなどの機会を捉え、その重要性の説明と受診勧奨を徹底します。	■妊婦健診受診率 ⇒5年後(平成31年度)において、100%(平成26年度:94.5%)	母子手帳交付時に妊婦健診の重要性、必要性を説明した。転入の妊婦へも受診券を差し替え、母子手帳交付時と同様に説明した。また、県外で里帰り出産をする妊婦に対しては還付金制度を実施している。 28年度から引き続き母子手帳の交付を個室で行い、落ち着いた相談のできる環境を整えた。	99.9% ※29年度妊婦健診受診票交付数:1354件 ※29年度妊婦健診受診者数(初回)1356人 【参考】 平成28年度:93.1% 平成27年度:94.6%	B	母子手帳交付時に14回分の受診票を交付するが、交付した者についてはほぼ全数受診されているので、引き続き、妊婦健診の重要性、必要性について母子手帳交付時に説明していく。また、地区担当の保健師との顔合わせも積極的に行っていく。	健康対策課
		③プレマタニティスクールの充実	○プレマタニティ(高校生など妊娠前の者)の世代から妊娠・出産・子育てについて学ぶ機会が少なく、その機会の提供は、少子化の要因の一つとされている未婚化・晩婚化の抑制の観点からも重要になっています。また、十分な学びの機会がなく、妊娠・出産・子育てについて具体的なイメージを持っていないまま、妊娠・出産・子育てに至り、育児不安や育児負担を感じている者も少なくありません。	⇒安心して妊娠・出産・子育てをすることができるよう、引き続き、高校生に対し、妊婦体験や赤ちゃんのお世話、離乳食を見るなどの体験教室(プレマタニティスクール)を開催します。なお、プレマタニティスクールの充実として、高校生対象の開催回数の増加と中学生への対象の拡大を図ります。	■プレマタニティスクールの参加者数《年間》 ⇒5年後(平成31年度)において、160人(平成26年度:72人)	妊娠・出産・子育てについて学ぶ機会として、次のおりプレマタニティスクールを開催した。 ①6月9日、23日 ・対象:米子高校 1年生 ・内容:妊娠シミュレーターを使用し妊婦体験、赤ちゃん人形を使用しお世話体験、「赤ちゃん」と「子育て」をキーワードにグループワーク、食の大切さについての講義 平成28年度に作成した冊子「結婚から子育て応援ブック」を活用しながら実施。 ②5月8日 ・対象:米子高校 2年生 ・内容:講義「性とは何か」「妊娠の成立と胎児の成長」「胎内環境を守る」、グループワーク「生殖の健康を守る」のために、今自分たちに出来ることには、どんなことがあるだろうか？」	60名(内訳) 1年生43名 2年生17名 【参考】 平成28年度:100人 平成27年度:76人	C	現在、選択科目履修者だけを対象としているが、30年度は1年生全員を対象にプレマタニティスクールを実施するよう内容と日程を検討することとしている。	健康対策課
	6	①ワーク・ライフ・バランス推進月間の設定(イベント開催)による啓発	○仕事と生活の間で、その調和を欠く問題を抱える人が多く見られ、それが将来への不安となり、また豊かさを実感できない大きな要因となり、このことが、社会の活力の低下や少子化・人口減少にも関係すると言われていています。このことを解決していくためには、仕事の面では、働きやすい職場づくり、長時間労働の抑制、有給休暇や育児・介護休暇等の取得しやすい職場環境づくりなど、生活の面では、男女共同参画意識の向上、男性の家事・育児などへの参加、子育て・介護支援の充実など、いわゆる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図ることが求められています。	⇒ワーク・ライフ・バランスに対する理解の促進とその実現に向けた気運の醸成を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進月間」を設定して、広報・啓発に繋がるイベントを企業の協力を得て開催します。	■ワーク・ライフ・バランス推進月間イベント参加者数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、400人	平成29年10月29日にワーク・ライフ・バランス推進月間記念講演会を開催した。平成29年度は、地方創生推進課(「結婚っていいな!」事業)及び米子商工会議所と連携し共同開催することで、企業経営者や若年者の参加促進を図った。 《内容》 ①講演1 若者の結婚の希望を叶えるためのワーク・ライフ・バランス 講演2 わが社のワーク・ライフ・バランス～働いて楽しい企業を目指して～ 講演3 ワーク・ライフ・バランスの充実～住んで楽しい米子市を目指して～ ②講演会会場においてワーク・ライフ・バランス推進企業の取り組み事例を紹介した。	150人【内訳】 平成29年度:80人 平成28年度:70人	B	引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進企業の取組事例の情報発信を行いワーク・ライフ・バランスの促進を図ることとしている。	男女共同参画推進課
				■ワーク・ライフ・バランス推進月間イベント協力企業数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、20社		12社【内訳】 平成29年度:8社 平成28年度:4社	B	引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進企業の取組事例の情報発信を行いワーク・ライフ・バランスの促進を図ることとしている。	男女共同参画推進課	

政策分野	施策分野	Plan			平成29年度				関係課	
		施策	KPIの目標	Do 取組内容	Check		Action 見直し等の方向性			
					KPIの実績	評価				
Ⅲ	6	②ワーク・ライフ・バランス推進企業の取組事例の情報発信による啓発	○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図ることが求められている中で、企業には、働きやすい職場づくり、長時間労働の抑制、有給休暇や育児・介護休暇等の取得しやすい職場環境づくりなどの取組が求められており、今後も企業におけるワーク・ライフ・バランス推進をさらに促進する必要があります。	⇒企業におけるワーク・ライフ・バランス推進をさらに促進するため、ワーク・ライフ・バランス推進企業の取組事例を広く情報発信します。	■ワーク・ライフ・バランス推進企業取組事例紹介数《年間》 ⇒5年後(平成31年度)において、12件	広報よなご7月号～10月号にワーク・ライフ・バランスについての市内の企業の取組事例の特集記事を連載し、企業におけるワーク・ライフ・バランスについて情報発信した。	8件 【内訳】 平成29年度:4件 平成28年度:4件 ※	A	引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進企業の取組事例の情報発信を行いワーク・ライフ・バランスの促進を図ることとしている。	男女共同参画推進課
		③ICT等を活用した保育現場の環境改善の促進	○全国的に待機児童問題が叫ばれて久しいですが、保育所という施設整備の面のみならず、保育サービスの担い手の面でも大きな課題が存在しています。とりわけ保育サービスの担い手である保育士は、低賃金や膨大な業務量、保護者からの保育の質の向上への期待の高まり等により慢性的に人材不足の状態が続いており、その確保が困難になっていることから、保育士を取り巻く職場環境の改善が求められています。	⇒次に掲げる取組を行います。 ア 共通の課題認識をもつ岐阜県美濃加茂市と連携し、個々の保育士の園児に対する「気づき」を見える化し、園児の状態を客観的に評価するICT(情報通信技術)を活用した「状態把握プログラム」を開発します。開発したプログラムは、選定したモデル保育現場で、「気づき」データ活用の定着及び拡大を目的とした実証実験を行い、保育の質の向上及び保育士のスキル・生産性の向上等に繋げることで、保育士を取り巻く職場環境の改善を促進します。 イ 保育士の業務負担を軽減するための保育業務支援システム及び事故予防等のためのビデオカメラを導入する保育所等を支援し、保育現場の環境改善を促進します。	■開発した保育版状態把握プログラムを用いて実証実験を行う保育所等の数 ⇒平成28年度において、4箇所(平成31年度まで継続) ※施策の継続実施に伴う修正等	地方創生推進交付金を活用して、岐阜県美濃加茂市と連携し、市内の保育園等にて「状態把握プログラム」の実証実験を実施し、データの蓄積と活用の深化拡大に取り組んだ。	4箇所 【参考】 平成28年度:4箇所	A	引き続き、美濃加茂市と連携して、保育の質の向上、保育士の負担軽減などに取り組むこととしている。	子育て支援課
				■保育版状態把握プログラムの普及展開を行うセミナー等の開催回数《年間》 ⇒平成31年度において、4回 ※施策の継続実施に伴う修正等	操作説明会を1回、フィードバック会議を2回、広域連携会議を1回開催し、「状態把握プログラム」の普及展開に取り組んだ。	4回 【参考】 平成28年度:3回	A	入力データを活用しての振り返り方法や、事例検討について、活用ガイドラインを作成することで、プログラムの有用性を高め、普及展開につなげることとしている。	子育て支援課	
				■保育業務支援システムを導入した保育所等の数 ⇒平成28年度において、10カ所					子育て支援課	
				■事故予防等のためのビデオカメラを設置した保育所等の数 ⇒平成28年度において、22カ所					子育て支援課	
		④介護ロボット導入による介護現場の環境改善の促進	○国は、介護サービスを支える介護人材の確保、介護従事者の負担軽減や効率化に資するための取組の一つとして、介護ロボットの効果的な活用方法の検討や開発、その導入支援等の迅速化を図ることとされています。介護ロボットは、介護従事者の負担軽減だけでなく、要介護者の転倒事故等を防ぎ、日常生活の安全性を確保するため、その普及が期待されています。	⇒先駆的な取組として介護ロボットを導入する介護サービス事業所に対し、その費用を助成し、介護現場の環境改善を促進します。	■介護ロボットを導入する介護サービス事業所数 ⇒平成28年度において、10事業所					長寿社会課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度				関係課	
		施策	KPIの目標	Do	Check		Action		
				取組内容	KPIの実績	評価	見直し等の方向性		
IV	1	①-A鳥取県西部圏域移住定住推進連携事業の実施(移住セミナー・相談会、移住体験ツアー、移住定住PRパンフレット)	○鳥取県西部圏域の9市町村は、生活圏、経済圏等を共にしています。今後推測されている人口減少に対し、生活圏・経済圏等の衰退の緩和、又は維持を図り、今後も圏域の活力を保持するため、圏域外、特に都市部から圏域内への移住定住を一層進める必要があります。	⇒鳥取県西部圏域の9市町村が連携し、関西圏在住の移住希望者等に対するセミナー・相談会及び体験ツアーを実施するとともに、住居・仕事等に係る移住者支援施策、子育て環境など、圏域の特色をまとめた移住定住促進パンフレットを作成します。	■移住セミナー・相談会参加者数(圏域全体) ⇒平成27年度において、50人	-	-		総合政策課
					■移住体験ツアー参加者数(圏域全体) ⇒平成27年度において、20人	-	-		総合政策課
					■移住促進PRパンフレット作成数(圏域全体) ⇒平成27年度において、1,500部	-	-		総合政策課
	①-B鳥取県西部圏域移住定住推進加速化連携事業の実施(移住体験モニター、移住定住ポータルサイト)	○鳥取県西部圏域の9市町村は、都市圏での移住定住相談会や移住体験ツアー等の移住定住施策を実施してきましたが、圏域の全国的な認知度は低く、移住検討者の移住先候補の選択肢になりにくいのが現状です。今後、圏域において移住定住の推進を加速化させていくためには、圏域の認知度の向上を図る必要があります。	⇒鳥取県西部圏域の9市町村が連携し、各市町村のバラエティに富んだ想像以上の暮らしやすさを体験していただく「移住体験モニター」を首都圏等から募集し、その様子を映像コンテンツに編集し、移住定住ポータルサイトやSNSなどで全国に情報発信することにより、圏域の認知度の向上を図り、既存の移住定住推進施策へと誘導して圏域内への移住を促進します。	■移住体験モニター映像コンテンツ累計視聴数(圏域全体) ⇒平成28年度において、10,000視聴	-	-		総合政策課	
				■移住定住ポータルサイト累計アクセス数(圏域全体) ⇒平成28年度において、100,000PV	-	-		総合政策課	
	①-C鳥取県西部圏域が連携した移住定住の取組の継続的展開 ※施策の追加	○鳥取県西部圏域の9市町村が連携した移住定住の取組では、これまで移住セミナー・相談会、移住体験ツアー、移住定住促進パンフレット・移住定住ポータルサイトによる情報発信などを実施してきましたが、圏域全体の人口減少の抑制を図るため、今後も効果的な取組を継続する必要があります。	⇒引き続き、鳥取県西部圏域の9市町村が連携し、圏域の魅力や暮らしやすさなどの情報発信、移住体験機会の提供等、移住定住の取組の継続的な展開を図ります。	■県外からの移住者数の圏域合計(累計) ⇒平成31年度までに、4,500人(平成27年度～平成28年度累計:1,873人)	平成28年度に構築した「とっとりWEST移住ポータルサイト」をPRするため、チラシ・ポスターを作成しは配布した。 (配布部数) チラシ:1344部 ポスター:26部 (主な配布先) ふるさと鳥取県定住機構 鳥取県関西本部・東京本部 とっとり・おかやま新橋館 移住・定住交流情報ガーデン	2,806人【内訳】 平成29年度:933人	A	平成30年度は鳥取県移住定住推進交付金を活用し、圏域の魅力や暮らしやすさの情報発信に一層取り組んでいくこととしている。	総合政策課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課	
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性
IV	1	②-A鳥取県西部圏域版「DMO」推進調査事業の実施	<p>○大山寺開山1300年を契機とし圏域の活性化を図ろうとする機運が高まる中で、官民が一体となって事業を推進するイメージが構築されていません。また、今後の増加が予想される外国人旅行者について、受け入れ環境の整備を行う必要があります。さらに、地域産品や歴史等の地域資源を有効に活用した地域ブランドの確立が不十分であり、圏域全体の活性化を目指した地域プラットフォームを検討する必要があります。</p> <p>⇒次に掲げる取組を行います。</p> <p>ア 圏域の観光振興におけるS・W・O・T分析の実施、また、今後の同分野の取組に反映させるため、地域資源、2次交通、Wi-Fi環境、ユニバーサルデザイン化などについて調査・研究を実施します。(鳥取県西部圏域版「DMO」推進調査事業)</p> <p>イ 圏域の特産品開発を含めた地域ブランド構築の構想を策定します。</p> <p>ウ 上記の調査等の結果を踏まえ、圏域におけるDMO(観光地域づくりの中心組織)の設立を目指します。</p> <p>※「DMO(Destination Marketing/Management Organization)」とは、様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体的になって行う観光地域づくりの推進主体。</p> <p>※「S・W・O・T分析」とは、目標を達成するために意思決定を必要としている組織や個人のプロジェクトやベンチャービジネスなどにおいて、外部環境や内部環境を強み(Strengths)、弱み(Weaknesses)、機会(Opportunities)、脅威(Threats)の4つのカテゴリーで要因分析し、事業環境変化に対応した経営資源の最適活用を図る経営戦略策定方法の一つ。</p>	■鳥取県西部圏域版「DMO」推進調査事業 ⇒平成27年度において、調査結果の報告書を取りまとめます。	—	—		観光課
	②-Bパワード By 大山 DMO設立基盤構築事業の実施	<p>○平成27年度に実施した圏域の認知度調査では、「全国的に圏域の認知度が低いことに加え、認知度が低いと来訪意向も低い」という結果が出ました。また、全国的に外国人旅行者が急増していますが、圏域では外国人旅行者に対する各種インフラ整備やインバウンドに対する受け入れ側の意識が十分に醸成されている状況とはなっていません。圏域の知名度向上には、圏域のランドマークでもある「大山」を全国に情報発信してパワーブランド化することが期待されており、併せて、急増する外国人観光客に対する受け入れ環境の整備や観光客が圏域で滞留する仕組みの構築が急務となっています。</p> <p>⇒圏域におけるDMOの設立基盤の構築に向け、民間企業の販売戦略と圏域の市町村が協調し、統一的なブランドイメージを構築し、官民が一体となって情報発信の取組を行う「大山パワーブランド化」を推進します。また、インバウンド及び地域住民の外国人観光客受け入れに役立つ観光パンフレット等の制作、圏域に滞留する仕組みづくりとして大山山麓地域日本遺産活用事業、大山エコトラックシステム構築事業、圏域版周遊バスと情報提供アプリによる周遊促進事業に取り組みます。</p>	■大山周辺圏域の観光客入込み客数《年間》 ⇒平成28年度において、459万人以上(平成26年度:454万5千人)	—	—		観光課	

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action		
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性		
IV	1	②-C伯耆国「大山開山1300年祭」推進事業の実施	○圏域の名峰「大山」は、平成30年に大山開山1300年を迎えます。「大山」は、日本最古の地理書『出雲国風土記』(733年)に日本最古の神山として記載されるとともに、古くから日本四名山として知られているなど、観光資源としてのポテンシャルは全国他地域と比べても劣っていませんが、鳥取県の認知度調査では首都圏を中心に認知度が低い結果となっており、国内外からの観光客を増やし、地域活性化を図るためには、圏域の知名度向上に向けた官民一体の取組が必要です。	⇒官民が一体となり歴史、自然、観光、食の4分野で役割分担し行動するアクションプランを創り上げ、伯耆国「大山開山1300年祭」PR事業を実施します。	■大山周辺圏域の観光客入込み客数《年間》 ⇒平成28年度において、459万人以上(平成26年度:454万5千人)					観光課
			②-D名峰「大山」とともに生きる・鳥取県西部圏域の広域観光推進プロジェクトの実施	⇒他地域と差別化できるブランド・コンセプトの世界観を体感できる魅力づくりや受入環境の整備など、国内外からの継続的な誘客に向けた取組を展開するとともに、持続的な観光地づくりを実現するため、圏域におけるDMOを構築します。また、当該圏域の強みである空・海の玄関口を最大限に活かし、空港や港を利用する観光客を圏域内や県内全域に誘導・周遊させる面的な取組を重点的に行います。なお、観光客を誘導・周遊させる取組においては、圏域の観光拠点施設として、大山に「山の駅的施設」を、皆生温泉に「海の駅的施設」を整備します。	■鳥取県西部圏域の観光客入込み客数《年間》 ⇒平成31年度において、503万6千人以上(平成27年度:443万1千人)	鳥取県と鳥取県西部圏域市町村で策定した地域再生計画(名峰「大山」とともに生きる・鳥取県西部圏域の広域観光推進プロジェクト)が国から認定された。平成29年度は、当該計画に基づき、地方創生推進交付金を活用して、下記の事業を実施した。 ●歴史シンポジウム ●謎解き宝探し ●大山講座 ●米子市美術館常設展Ⅰ「大山の魅力」・特別展示「鳥取県ゆかりの刀剣」 ●霊峰大山～大山の根源を探る旅 ●秋のたいまつ行列	379万9千人 【参考】 平成28年度:427万9千人	C	引き続き、地域再生計画(名峰「大山」とともに生きる・鳥取県西部圏域の広域観光推進プロジェクト)に基づき、地方創生推進交付金を活用して、伯耆国「大山開山1300年祭」の関連事業、広域観光の中核的な推進体制(DMO)の構築等に向けて取り組むこととしている。	観光課
					■鳥取県西部圏域の外国人宿泊客数《年間》 ⇒平成31年度において、60,000人以上(平成27年度:40,363人)		58,257人 【参考】 平成28年度:43,068人	A		観光課
					■米子市観光センターの利用者数《年間》 ⇒平成31年度において、113,000人以上(平成27年度:104,780人)	皆生温泉中心に位置する観光センターを圏域のランドマーク(滞留拠点施設)として、街あそびの起点とすることで、旅館の外ににぎわいを創出する。地方創生拠点整備交付金を活用し、1階展示スペース模様替え、エレベーター設置、トイレ洋式化等の米子市観光センターの改修工事を行い、利便性及び機能強化を図った。(工期:平成29年9月～平成30年3月末)	99,120人	C	改修工事に伴い、多目的ホール・会議室は使用を中止し、素鳳ふるさと館は休館し、手ごとギャラリーkAikeは仮店舗で営業したため、利用者数、売上が減少することとなったが、今後は観光センターを圏域の観光拠点として活用するほか、集客性のあるイベント実施や、ギャラリーの集客向上のほか、施設利用のPRを強化するなど、利用者増とにぎわいの創出を図ることとしている。	観光課
■米子市観光センターの総売上高《年間》 ⇒平成31年度において、40,000千円以上(平成27年度:9,500千円)	観光センター内にエコ・スポーツツーリズムを推進するためのツアーデスク機能をもった「皆生ツアーステーション」を設置し、ホームページ開設等による情報発信や皆生温泉の誘客につながるツアー情報の調査等を実施した。	6,830千円	C	また、皆生ツアーステーションで皆生温泉等のアクティビティの体験型ツアー商品の開発・販売に取り組むこととしている。	観光課					

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課		
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action	
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性	
IV	2	①三大都市圏での圏域PRプロジェクト	○中海・宍道湖・大山圏域は、出雲大社、水木しげるロードなどの観光地や、皆生温泉や玉造温泉などの温泉地等、豊富な観光資源を有しています。しかしながら、圏域外での本圏域内観光資源の認知度不足から、観光客が本圏域を訪れる機会は多くないのが現状です。このため、圏域外からの観光客の増加を図るため、特に人口集中地域である三大都市圏(首都圏、関西圏、中京圏)での本圏域の認知度向上に取り組む必要があります。	⇒次に掲げる取組を行います。 ア 首都圏及び関西圏において、公共交通機関の車両広告やデジタルサイネージ(電子表示機器)等を利用し、本圏域の観光資源をPRします。また、PR期間中に合わせて開催される既存イベントにおいてPR活動を行います。 イ 中京圏において、平成27年3月に「フジドリームエアラインズ出雲一名古屋小牧便」が運行再開されたことを機に、PRイベントを実施します。	①旅行誌を活用した圏域観光プロモーション業務 ・月刊「旅行読売」に毎月(3～8月号)6ページカラーで圏域を紹介するタイアップ記事掲載(実施中) ・上記の記事をヤフーニュースに配信及び旅行会社HPIに転載して本圏域の旅行商品へ誘導(実施中) ②山陽圏への観光プロモーション業務 ・広島市内で圏域の観光プロモーションイベント実施(3/18予定) ・広島県を対象地域とする月刊情報誌「タウン情報広島」(3～5月号)によるプロモーション実施 ・観光情報紙「あ・るっく」に圏域観光特集ページを設け、山陰のみならず瀬戸内圏等へも広報(3月発行予定)			人口集中地域である三大都市圏等(首都圏・中京圏・関西圏)において、圏域の魅力や観光資源の積極的な情報発信を行い、圏域の認知度向上、観光誘客を図ることとしている。	総合政策課
		②山陰いいものマルシェプロジェクト	○中海・宍道湖・大山圏域には、豊かな自然が育んだ農水産品、一級の素材を活かした加工品など優れた産品が多く存在しており、この地域に住んでいるがゆえに気づかない優れた産品等も多く存在します。しかしながら、都市部での認知度はまだまだ低く、十分な販路の拡大が図れていない状況です。	⇒圏域の官民組織が連携して山陰が誇る「いいもの」を再発掘し、展示・販売する「山陰いいものマルシェ」をJR西日本とタイアップし開催します。この取組を通じて、出店者同士の連携によるコラボ商品・新商品の造成や6次産業化を目指す、都市部で勝負のできる付加価値の高い商品づくりを図ります。このマルシェは、まずは圏域内で巡回開催することとし、その後、関西圏や首都圏での開催に広がっていきます。	①圏域内でのマルシェ開催 米子市(9月18日) 出店数:83店 来場者数:23,000人 ②圏域外でのマルシェ開催 大阪市(6月30日～7月1日) 出店数:14店 芦屋市(11月1日～2日) 出店数:10店 協力事業:4件 ③圏域外向け2次展開事業 商談会(9月19日) 参加企業:19社、パイヤー:6社 パイヤーズツアー(7月1日、9月18日) 出店者研修会・交流会(8月30日) 出店者研修会・交流会・産品相談会(2月20日～21日)			JR西日本、山陰中央新報社、ジェトロ、ブロック経済協議会及び圏域市長会の5者で構成する「山陰いいものマルシェプロジェクト実行委員会」において実施し、山陰の中核地域である中海・宍道湖・大山圏域の官民組織が連携し、山陰が誇る「いいもの」を再発掘するとともに、JR西日本等とタイアップし、全国へ情報発信をすることとしている。	総合政策課
		③インドとの経済交流プロジェクト	○平成25年に山陰インド協会が設置され、平成26年11月には、中海・宍道湖・大山圏域市長会、ブロック経済協議会、山陰インド協会の3者合同によるインド・ケララ州の経済交流視察を行いました。国内の人口減少が進む中、経済規模を維持・拡大していくためには、新興国などの新規市場開拓が欠かせません。中でも人口12億人のインドはASEAN10カ国の2倍という巨大な市場規模を有しており、今後も経済発展が期待できる国です。	⇒ケララ州と本市長会間、印日商工会ケララとブロック経済協議会間で経済交流を拡大する覚書(MOU)を締結し、山陰インド協会とも連携しながら、インドへの日本語や各種技術の普及のためのバックアップ、情報交換や視察交流への支援など、圏域内企業のインド進出を促進し、圏域内の産業振興・国際貢献に取り組めます。 ※「MOU(Memorandum of Understanding)」は、「了解覚書」。行政機関等の組織間の合意事項を記した文書で、通常、法的拘束力を有さない。 ※施策の修正	①中海・宍道湖・大山圏域IT企業インド市場視察参加(11月27日～12月5日・インドケララ州) 行程概要:インドIT企業等視察/留学生フェア/ASAケララ設立50周年式典/JAPAN MELA(B2B)オープニング ②JAPAN MELA(日本産業技術展)出展(12月1日～3日・コチ市・LULU MALL) ・観光ムービー、パンフレットを使用し圏域の紹介・PR。松江商工会議所、山陰インド協会、JETROと協力し、「圏域に対する観光認知度アンケート」を実施(有効サンプル:179人)			インドケララ州との経済交流拡大を目指す覚書(MOU)の締結に基づき、企業進出やビジネスマッチング等の実現のため、密接な協力体制の構築支援、情報交換、視察交流等を行う。平成30年度より地方創生推進交付金を活用して、山陰インド協会等の関係団体と連携し、総合戦略に掲げる『圏域企業の海外進出支援のための官民挙げた「インド」進出』及び人材確保実現に取り組む。また、圏域のIT企業等の魅力を向上することで、圏域へのU・ターンに繋げていくこととしている。	総合政策課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課		
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action	
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性	
IV	2	④圏域インバウンド対策推進事業	○中海・宍道湖・大山圏域は、自然・歴史文化・温泉などの観光資源に恵まれ、また食材においても多種多様な特産品が多いことから、観光地としての潜在能力は高く、近年、クルーズ客船の寄港回数の増加等により外国人観光客が増加傾向にあります。しかしながら、海外での本圏域の認知度不足、外国人観光客の受入体制の整備不足から、十分な外国人誘客を図れているとは言えません。このため、全国的に見ると本圏域（鳥取・島根）の訪日外国人客数は少ない状況です。	⇒次に掲げる取組を行います。 ア 本圏域の海外での認知度向上を図るために、本圏域の魅力を海外に情報発信し、認知度向上を図り、インバウンド集客につなげます。 イ 外国人観光客が本圏域を訪れた際に、買い物しやすい環境整備及び本圏域をスムーズに周遊できるよう公共交通機関での多言語案内環境整備を実施します。 ウ 圏域内での情報収集・発信をしやすくするために、無料Wi-Fiスポットの整備等を実施することで外国人観光客の満足度を高め、リピーターの増加につなげます。 ※「インバウンド」は、原義は「入ってくる、内向きの」という意味の英語で、外国人旅行者を自国へ誘致すること、または、海外から日本へ来る観光客を指す。	①シルクエアー及びシンガポール旅行会社 招聘業務（1月14日～15日） ②広島に来訪する外国人向けフリーペーパーへ圏域観光PR広告掲載 ③外国人観光客受入整備事業 ・外国人観光客受入対応マニュアル作成（300部） ・外国人観光客受入対応マニュアル及びコミュニケーションシート説明会開催 5月15日 松江（出席者21名） 5月16日 米子（出席者23名） ④翻訳支援業務（英・韓・繁・簡体）※事業所等の説明文・メニュー等の多言語化 ⑤業種別（観光案内所、交通、物販、飲食）連絡会の結成及び外国人対応等の研修実施 ⑥外国人観光客向け飲食店マップ作製（3月予定）			インバウンド実施計画の重要ターゲット国等、海外への観光プロモーションを行うことにより、圏域の魅力・観光資源を海外へ情報発信して、外国人観光客の更なる増加をめざすこととしている。 また外国人観光客受入環境整備を推進して、来訪者の満足度を高め、圏域へのリピーター増加につなげることとしている。	総合政策課
		⑤圏域の産業を「学ぶ」修学旅行誘致プロジェクト	○中海・宍道湖・大山圏域は、ラムサール条約登録湿地や国立公園など豊かな自然環境と、神話の時代から連綿と続く歴史・文化があり、観光資源も豊富な地域です。しかしながら、都市部からの交通手段の利便性や認知度の低さなどから、観光客や修学旅行者が本圏域を訪れる機会は、多くないのが現状です。近年、修学旅行の行先は多様化してきているものの、依然、関東や関西などの都市部が定番であり、圏域での実績は僅かです。	⇒圏域の5市をコースに含めた修学旅行の誘致を図ります。なお、単に観光地を巡るのではなく、各地の産業を実際に見て体験する、本当の意味での「学べる」修学旅行を構築します。また、圏域5市の産業体験、地方で活躍している企業や伝統工芸品について学習する機会などを設けることにより、圏域の魅力や様々な地場産業をPRします。				【参考】 修学旅行誘致の取組として、鳥取県・市町村・観光協会・商工会議・各種民間団体を会員として構成する（公社）鳥取県観光連盟が平成27年度より鳥取県教育旅行誘致促進協議会を設立した。鳥取県では本協議会が中心となり教育旅行誘致を促進するための事業に取り組んでいることから、当面実施しない方向である。	総合政策課
		⑥ICT活用による観光案内・圏域PR事業	○中海・宍道湖・大山圏域は、出雲大社、水木しげるロードなどをはじめとした観光地や、皆生温泉や玉造温泉などの温泉地等、豊富な観光資源を有しています。しかしながら、本圏域は広範囲にわたるため、観光客がスムーズに各観光資源を周遊できる環境整備は進んでいません。このような中で、圏域の観光PRは、雑誌広告等の従来型メディアによる発信が主ですが、情報発信手法についてICT技術を活用することも必要です。	⇒本圏域全体でスマートフォンを活用した観光案内アプリを導入し、観光客が本圏域を周遊しやすい環境整備を行います。また、観光案内アプリと併せて、ヴァーチャルリアリティを活用した圏域の観光スポットを疑似体験できるアプリを作成して、本圏域のPRイベント等で実際にヴァーチャルリアリティ体験をしてもらい、圏域内観光資源の魅力を伝え、観光客の増加につなげます。	※H28実施済				総合政策課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課		
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action	
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性	
IV	2	⑦産学・医工連携による圏域経済活性化事業	○中海・宍道湖・大山圏域には、島根大学、鳥取大学医学部をはじめとした高等教育機関があり、当該大学等の存在は、産業振興、地域医療、雇用の創出、地元企業への就職など、地域活性化に重要な役割を果たしており、貴重な地域資源です。大学等の研究、技術開発能力や優秀な学生の育成は、圏域の産業界にとって貴重な財産です。また、圏域の企業との共同研究開発や企業からの調査・治験（医薬品や医療機器の製造販売に関し法令上の承認を得るために行われる臨床試験）の委託など、大学等と地元企業との結びつきの強化も重要です。	⇒県境を越えた大学等と圏域企業との産学連携や学生の圏域内企業への就職、さらには圏域企業と医学従事者との医工連携など、産業振興、雇用創出、若者定着を促進する取組を圏域が一体となって実施し、圏域経済の活性化と大学等の発展を図ります。	①中海・宍道湖・大山圏域産学・医工連携推進協議会 設立総会（10月23日・ホテル白鳥） ②医工連携コンシェルジュの設置；NPO法人医工連携推進機構 客員研究員 吉川 典子氏 ③ホームページ等の活用による情報発信、セミナー・勉強会の開催 ・勉強会（11月28日・出雲商工会議所） ・キックオフセミナー（12月13日・松江商工会議所） ・第1回ベーシックセミナー（1月25日・安来商工会議所） ・第1回アドバンスセミナー（2月15日・出雲商工会議所） ・メディカルジャパン2018視察（2月22日・大阪市） ④ニーズ・シーズ調査、医療機器開発支援及びデータベースの構築			圏域の自治体、事業者、病院、国立大学、高専の産官学で行われている医工連携の取り組みを一層前進させるため、支援体制を整備し各種ニーズとシーズのマッチング機会の提供（入口支援）、研究への指導・助言等（開発支援）及び製品化された器具等の圏域内外への販路開拓（出口支援）等、各段階における支援事業を展開していくこととしている。	総合政策課
		⑧中海・宍道湖・大山圏域のものづくり産業振興プロジェクト	○中海・宍道湖・大山圏域の製造品出荷額は、約9,500億円と山陰両県の6割近くを占めており、製造業の事務所・従事者数でも両県の半分を占めています。本圏域には、国内市場のトップクラスのシェアを有する企業も存在し、地域ごとに特色ある産業集積が存在しています。しかしながら、その大半が中小零細企業であるがゆえ、新商品開発や取引先開拓など積極的な企業活動に取り組めていない状況にあります。圏域内事業所には、優れた製品・技術や開発力を有する企業も数多く存在しますが、そうした企業情報の共有化や圏域内における企業間連携が十分活かされていない状況があります。	⇒企業間連携の基礎とするため、総合商社等のネットワークや地元金融機関等の圏域内ネットワークで組織する専門調査チームを編成し、圏域内企業のデータベースを質・量ともに充実させ、圏域内外の企業間のビジネスマッチングの強化や、企業間のサプライチェーン（複数の企業間での統合的な物流）の構築により圏域内における資金循環を促進していきます。さらに、本圏域の強みである産業集積・技術力をパッケージ化し、圏域外の企業にわかりやすくPRすることでビジネスマッチングの機会を増加し、圏域内のものづくり産業の振興を図ります。また、外貨獲得のため、圏域内のコネクターハブ企業への支援を行い、圏域内ものづくり産業を活性化させます。 ※「コネクターハブ企業」とは、地域の中で取引が集中しており（取引関係の中心となっているハブの機能）、地域外とも取引を行っている（他地域と取引をつなげているコネクターの機能）企業。	①圏域内企業情報データベースの充実 ②圏域内企業のビジネスマッチング ・ビジネスマッチング商談 ・展示会2017in米子（11月21日・米子コンベンションセンター・ビッグシップ） 商談・展示参加企業数：301社 当日商談件数：720件			圏域内企業間での産業連携や域外企業との新たな事業連携を促進するため、「圏域ものづくり.net」の掲載企業情報を質・量ともに充実させ、圏域内外企業へ向けた情報発信をさらに強化していくこととしている。	総合政策課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課		
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action	
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性	
IV	2	⑨自然環境豊かな中海・宍道湖の活用プロジェクト	○中海・宍道湖・大山圏域には、ラムサール条約に登録されている中海・宍道湖があり、平成27年度に登録10周年を迎えます。中海・宍道湖にはラムサール条約登録の基準を大きく上回る鳥類の飛来があり、西日本最大の鳥類越冬地であるにもかかわらず、自然環境の豊かさや魅力が圏域内外に広く伝わっていない状況があります。	⇒バードウォッチングなどラムサール条約登録湿地の中海・宍道湖をはじめ圏域の特徴ある豊かな自然環境を活かした事業を展開し、その豊かさを実感してもらうことで、住みたくなる、訪ねてみたい圏域づくりを実現していきます。圏域内外からの誘客をも気軽にバードウォッチングが楽しめるようにスポットを紹介したパンフレットの作成や中海・宍道湖のPRを関係機関と連携して行うことで、圏域のイメージアップや交流人口の拡大を図ります。	①中海・宍道湖子ども探検クルーズ実施(8月9日) ・参加人数:36人 ・講師:島根県水産技術センターより招請『ゆたかな宍道湖 おいしいしみ』 ②ラムサールシンポジウム開催(12月9日・松江テルサ) 「鳥」をテーマに、中海・宍道湖で活動する団体の活動発表や基調講演、フォトコンテスト 作品の展示等を鳥取・島根両県等と共催により実施。 ③「ウンパくんのスタンプラリー&宝探しゲーム2」実施 (1月25日～3月15日) 中海・宍道湖の特色ある豊かな自然を活かしたスタンプラリーを通じて、環境保護意識の高揚と圏域の交流人口の拡大を図る。			ラムサール条約登録湿地の中海・宍道湖をはじめ圏域の豊かな自然環境等の学習及び関係機関と連携した情報発信を行うこととしている。	総合政策課
		⑩EVなどのエネルギー利用	○EV(電気自動車)の普及啓発は、大気中への二酸化炭素排出の削減を図ることができます。一方で、EVで長距離を移動する場合は、外部電力による充電が必要となるため、充電ポイントの周知等を図っていく必要があります。	⇒自然と調和した環境に優しい圏域を構築するため、二酸化炭素を排出しないEVの普及啓発や利用促進など、低炭素社会の実現に向けた取組を進めます。具体的には、この圏域の特徴である豊かな自然環境に配慮したEVレンタカーの観光利用を促進し、観光客の増加及びEVの普及を図ります。特に、観光地での走行不能の不安を解消し、より快適に観光時間をうまく利用した充電、周遊ができるようにするため充電ポイントの周知を行います。	EVドライブマップに掲載している電気自動車の急速充電器設置箇所を更新したマップのホームページデータ更新した。			自然環境の保全や利活用、圏域の低炭素化に向けた電気自動車の普及啓発の取組などの広報啓発を行うこととしている。	総合政策課
		⑪ICカードを核とした地域活性化	○鳥取・島根の両県は、いわゆる交通系ICカード空白地域となっており、この圏域においても交通系ICカードの導入は進んでいません。導入を検討するに当たっては、一体的な発展、スケールメリット、利便性の向上等を考慮すれば、圏域で共通したシステムの導入が考えられますが、複数の公共交通機関(交通事業者)が関係し、導入する範囲やカードシステムなど、圏域での一体化には様々な課題が想定されます。また、ICカードを導入することにより、利用者の移動動線や消費行動がデータベース化できることから、様々な需要等の掘り起こし、公共交通機関のダイヤ設定などにもデータを活用することが可能ですが、圏域において同種のカードを導入している例はなく、行政のみで実施することも困難です。	⇒当面は、金融機関などの関係機関と協議・調査等を実施します。	-	-		(参考) 平成28年12月にJR西日本によりICカード乗車券「ICOCA(イコカ)」が松江・米子・伯備地区に導入され、JRの利便性の向上が図られたところであり、今後はこの動向を注視していくこととしている。	総合政策課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課			
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action		
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性		
IV	2	⑫ロシアへの販路拡大支援	○中海・宍道湖・大山圏域は空と海の国際定期航路(空:米子-ソウル・米子-香港、海:境港-東海-ウラジオストク)が就航する北東アジアへのゲートウェイ(玄関口)機能を有しています。今後も圏域内の産業振興の促進を図るため、この機能を有効に活用する必要があります。	⇒環日本海定期貨客船航路で境港とつながるロシアのウラジオストクでのビジネス展開の定着と、さらなる販路拡大を促進するため、ロシアバイヤーを招待して圏域内企業と事前商談会を開催し、ウラジオストクでの販売促進活動を実施します。		鳥取県「ロシア中小企業・人的交流分野における協力プラットフォーム」への参画			平成22年度からの取組により、経済交流の促進、少数ではあるがビジネスの定着など、一定の効果は認められている。一方、その業種や企業は限定的になりつつあり、事業展開の見直しも必要な時期となっている。平成30年度においては、鳥取県版「ロシア中小企業・人的交流分野における協力プラットフォーム」を活用し、新たなビジネス案件の模索や見本市等への参加など、今後の事業展開を検討することとしている。	総合政策課
		⑬人材育成の共同化	○中海・宍道湖・大山圏域市長会では圏域5市との連携により圏域の発展に資する様々な取組を行っています。この取組をさらに充実し、発展につなげるためには、この圏域の将来を担う行政職員の人材の育成を図るとともに、圏域経済界との人的なネットワークを構築していくことが必要です。	⇒圏域経済界と人材育成セミナー「未来創造塾」を共同で開催し、圏域5市の若手職員を派遣します。		『地方創生カレッジ官民連携講座』及び『山陰まんなか未来創造塾』の開催 ・総論編「地域の困りごとから創る官民協業モデル」(12月5日) ・実践型ワークショップ「官民連携により働きがいの高い(働きたくなる)圏域づくりを目指す」(12月9日、1月26日、2月26日 3回シリーズで実施) 講師:慶應義塾大学 玉村雅敏 教授、横田浩一 特任教授 ・山陰まんなか未来創造塾(3月23日) 講師:(株)ファーマーズ・フォレスト 代表取締役社長 松本 謙 氏			圏域の将来を担い、地方創生を進める人材を共同で育成するとともに、人的な交流を通じて広域的な人的ネットワークの構築を推進することとしている。	総合政策課
		⑭圏域におけるDMOの設立・運営 ※施策の追加	○中海・宍道湖・大山圏域には、魅力的な観光資源をはじめ、豊かな自然環境、歴史・文化・伝統芸能・神話や山陰の優れた食材・産品があります。さらに、2つの空港、日本海側有数の港湾を持ち、韓国～ロシアへの定期貨客船や、国際定期便など、国内外の観光客を迎えるうえで他地域に誇れる環境も有しています。しかしながら、各市がそれぞれに単独で施策を講じていたため、本圏域の優れた資源や環境が十分に発信しきれていない現状があります。このため、圏域内に点在する観光・自然・食の素材などこれらを有機的に結び合わせて、圏域全体をブランディング化する体制づくりが必要です。	⇒圏域版のDMOを設立し、外国人観光客の受入環境整備、三大都市圏等へのプロモーションなど、圏域の認知度向上や観光誘客を図る取組を行います。 ※「DMO(Destination Marketing/Management Organization)」とは、様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体的になって行う観光地域づくりの推進主体。		中海・宍道湖・大山圏域インバウンド機構設立。 ・設立総会、設立記念講演会、設立記念懇親会(7月14日・出雲市役所他) ・中海・宍道湖・大山圏域インバウンド機構日本版DMO候補法人登録(11月28日)			市長会とブロック経済協議会並びに観光協会会議が連携し、本圏域のDMO組織を設立・運営し圏域の観光振興事業を実施する。将来的に法人化し自立・自走ができる組織を目指し、調査・研究を行うこととしている。	総合政策課

政策分野	施策分野	Plan		平成29年度			関係課	
		施策	KPIの目標	Do	Check			Action
				取組内容	KPIの実績	評価		見直し等の方向性
IV	2	【中海・宍道湖・大山圏域が連携した地方創生への取組に係るKPI】	■圏域への観光入込客数《年間》 ⇒5年後(平成31年)において、3,870万人(平成26年:約2,865万人)		27,445,058人 【参考】 平成28年度:28,265,743人 平成27年度:28,487,613人			総合政策課
			■圏域での外国人宿泊客数《年間》 ⇒5年後(平成31年)において、11万2千人(平成26年:約5万6千人)		117,397人 【参考】 平成28年度:93,543人 平成27年度:85,235人			総合政策課
			■山陰いいものマルシェ来場者数《累計》 ⇒平成29年度までに、15万人		101,000人 【内訳】 平成29年度:23,000人 平成28年度:33,000人 平成27年度まで:45,000人		商談成立による新たな販路開拓など一定の成果が表れているが、圏域内マルシェが一巡したこと、また交付金終了に伴い、H31年度以降の事業展開・運営方法の検討が必要である。地産外消に向けた販路拡大を図ることとしている。	総合政策課
			■ビジネスマッチング商談件数《累計》 ⇒5年後(平成31年度)までに、1,800件(平成24年度～平成26年度累計:765件)		1,695件 【内訳】 平成29年度:711件 平成28年度:456件 平成27年度まで:528件		ビジネスマッチング事業により、商談の成立、販路拡大につながり、圏域内外企業の連携交流が促進された。 ●データベース事業について、魅力的なHPとなるよう工夫が必要。	総合政策課